

参 考 文 献
収 集 資 料 リ ス ト

参考文献

Choongo, Elizabeth M. H., 1994, Report on the Disbursement of US\$42,500 by UNDP and VIS, ZAM/92/011-Strengthening of the Capacity of Small Scale Women Entrepreneurs Through a Local NGO

Economist Intelligence Unit, "Country Profile, Zambia 1994-95", London

Elllegard, Anders, and Egneus Hans, 1993 Urban energy. Exposure to biomass fuel pollution in Lusaka, Energy Policy May 1993, Butteworth-Heinemann Ltd.

Food and Agriculture Organization of the United Nations, 1990, Formulation of a Community Forestry Development Strategy and Establishment of Participatory Demonstration Centers, Zambia, Rome

GOZ/UNICEF 1994, Proposal for Girl Child Education

Keller Bonnie, and Mbewe, Dorcas Chillila, "Policy and Planning for the Empowerment of Zambia's Women Farmers", Canadian Journal of Development Studies, Vol. XII, No1, 1991, University of Ottawa.

Lungwangwa, G. 1988, "Higher Education Women and Development In Zambia" in Lungu's and Sinyangwe's Women and Development in Africa(Lusaka:PWPA)

Meyer, Robert E., "A Cross-Cultural Examination of Organizational Structure and Control: The Zambian Agricultural Sector", Journal of Asian and African Studies XXVII, 3-4 (1992), E.J. Brill, USA, Canada

Mufune, Pempelani, et al., Attitudes Toward Risky Sexual Behavior and Reactions to People Infected with HIV Among Zambian Students" International Family Planning Perspectives, Volume 19, Number 1, March 1993, Alan Guttmacher Institute

Mutale, Edwidge, "Women Development in Zambia, Towards a National Perspective", A Research Paper, Institute of Social Studies

NCDP/WID, Zambia's National Report to the Dakar Regional and Beijing World Conference on Women

Nkiwilimba, Mapanza and Clarke Roy, Gabon Aftermath. The Mistreatment of the Football Widows

Zambia Association for Research and Development, Lusaka

Swedish International Development Authority, 1993, Country Gender Analysis

Touwen, A, 1990, Socio-Economic Development of Women in Zambia, An Analysis of Two Women's Organizations, African Studies Centre, Leiden.

UNICEF/1994/L5, 22 February 1994, Gender Equality and Empowerment of Women and Girls: A Policy Review, Economic and Social Council

United Nations Development Programme, 1991, "Country and Inter-country Programmes and Projects, Fifth Country Programme for Zambia", New York, DP/CP/ZAM/5

United Nations Development Programme, Credit for Women: Zambian Small-scale Women Entrepreneurs, Leaflet

United Nations, The World's Women 1970-1990, Trends and Statistics

Wellard, Kate and Copestake, James G., 1993, Non-Governmental Organizations and the State in Africa, Rutledge, London, 1993

World Bank 1992, Zambia: Gender Issues, Information Sheet

World Bank 1994, Poverty Assessment Vol.1.

YWCA of Zambia, Voices of Women, No.5, August 1993

Zambia Alliance of Women, Training of Trainers' Workshop, Women for a Healthy Planet, August 1993, Lusaka

Zambia Association for Research and Development(ZARD), 1994, NGO Shadow Report on the Situation of Women in Zambia during the decade 1985-94, NGOCC.

Zambia, Census and Statistics Office, 1991, Women and men in Zambia: facts and figures, Lusaka

外務省経済協力局 (編)、我が国の政府開発援助 (下巻) 1994

国際開発センター 経済協力計画策定のための基礎調査 国別経済協力計画 ザンビア 1993

国際協力事業団 ザンビア共和国概要 平成3年1月

国際協力事業団、国別医療協力ファイル、ザンビア

国際協力事業団 国別協力情報 ザンビア 平成3年度

国際協力事業団 分野別（開発と女性）援助研究会報告書 1991年2月

国際協力推進協会 ザンビアの経済社会の現状 第3版 開発途上国経済協力シリーズ 1989

小倉 充夫 「ザンビア 民主化の風はどこから吹いてきたのか」アフリカレポート No.14、
アジア経済研究所 1992

木村 恵津子 「ザンビアの森林の現状と家庭における木質燃料消費実態について」
National Council for Scientific Research, Lusaka, Zambia

佐藤 良彦 「獣医師のアフリカ不思議体験記 住んでみたザンビア」サイマル出版界 1993
年

梶 可厚、「ザンビア大学獣医学部技術協力計画（第1フェーズ）」、農林業協力専門家通信
Vol. 13 No.3 1992年9月

原口武彦編、「転換期アフリカの政治経済」、小倉充夫、「ザンビアにおける農村・都市間関係の
変動」、アジア経済研究所 研究双書No.432

収集資料リスト

- Bardouille, Raj, 1992, Research on Zambian Women in Retrospect and Prospect. An Annotated Bibliography, University of Zambia (funded and published by SIDA), Lusaka
- Care International in Zambia, "Project Urban Self-Help, Phase II, Report 1, April-September 1994"
- Central Statistics Office/WID, 1994, "Gender Statistics Report Zambia, Supplement to the National Position Paper at the 5th Dakar Regional Preparatory meeting", Draft and not for quoting
- Government of Zambia/UNICEF, 1994, "Proposal for Girl Child Education"
- Kamuwanga, Mwangala B., 1992, Democratization and the Rights of Women: The effect of Zambia's Dual legal systems, University of Zambia-School of Law
- Kiremire, Merab K., 1992, More than a Women?, UNZA Press, Lusaka
- Longwe, Sara and Clarke Roy, 1991, A Gender Perspective on the Zambian General Election of October 1991, ZARD, Lusaka
- Mbewe-Mbozi, Dorcas, 1992, "Women in Development (WID) and Gender Analysis in Agriculture"
A paper presented at the ZNBC Media, Gender and Development Workshop, 20-22 May 1992
- Ministry of Agriculture, Food and Fisheries, 1992, "A framework for Agricultural Policies to the year 2000 and beyond"
- Ministry of Agriculture, Food and Fisheries, 1993, Gender Training Workshop for Personnel in the Ministry of Agriculture, Food and Fisheries, Zambezi Lodge, Siavonga, 13th March, 1993, Report of Proceedings
- Ministry of Agriculture, Food and Fisheries, 1993, Gender Analysis and Methodology Training Workshop for Trainers of Trainers in Agriculture
- Ministry of Health, 1993, Participants Manual for District Capacity Building training Programme in Problem-solving Planning Casting and Budgeting
- Mufune, P.O. and Mwansa, L-K, 1993, Supervisory Women and Men in Zambian Work Organizations,

University of Botswana, Gaborone

Mumba, Norah M., 1992, A song in the night A Personal Account of Widowhood in Zambia, Multimedia Publications Lusaka

NCDP/Women in Development Department, 1994, Zambia's National Report to the Dakar Regional and Beijing World Conferences on Women, Republic of Zambia

Phiri, Ethel et al, 1992, "Hammermills in Zambia", A paper presented at the Hammermills Workshop organized by the Zambia Agribusiness and Management Support Project, Lusaka

Schlyter, Ann, 1988, Women Householders and housing strategies. The case of George, Zambia, The National Swedish Institute for Building Research, Gavle

Swedish International Development Authority, 1993, Country Gender Analysis Zambia

Touwen, A, 1990, Socio-Economic Development of Women in Zambia, An Analysis of Two Women's Organizations, African Studies Centre, Leiden

United States Agency for International Development (USAID), 1993, Zambia Family Planning Services (611-0235) Project Paper and Annexes A-R

USAID, 1992, HIV/AIDS Prevention Project Zambia (611-0221) PP

USAID, 1994, Zambia Integrated Child Survival PID (611-0237)

USAID, 1994, Office of Women in Development User's Guide, Bureau for Global Programs, Field Support & Research, Washington, D.C.

United Nations Children's Fund, 1993, Zambia Annual Report on Country Situation

United Nations Development Programme, 1991, "Country and Inter-country Programmes and Projects, Fifth Country Programme for Zambia", New York, DP/CP/ZAM/5

World Bank (WB), 1993, Prospects for Sustainable and Equitable Growth

WB, 1994, Zambia Poverty Assessment, vol. I, II, Human Resources Division

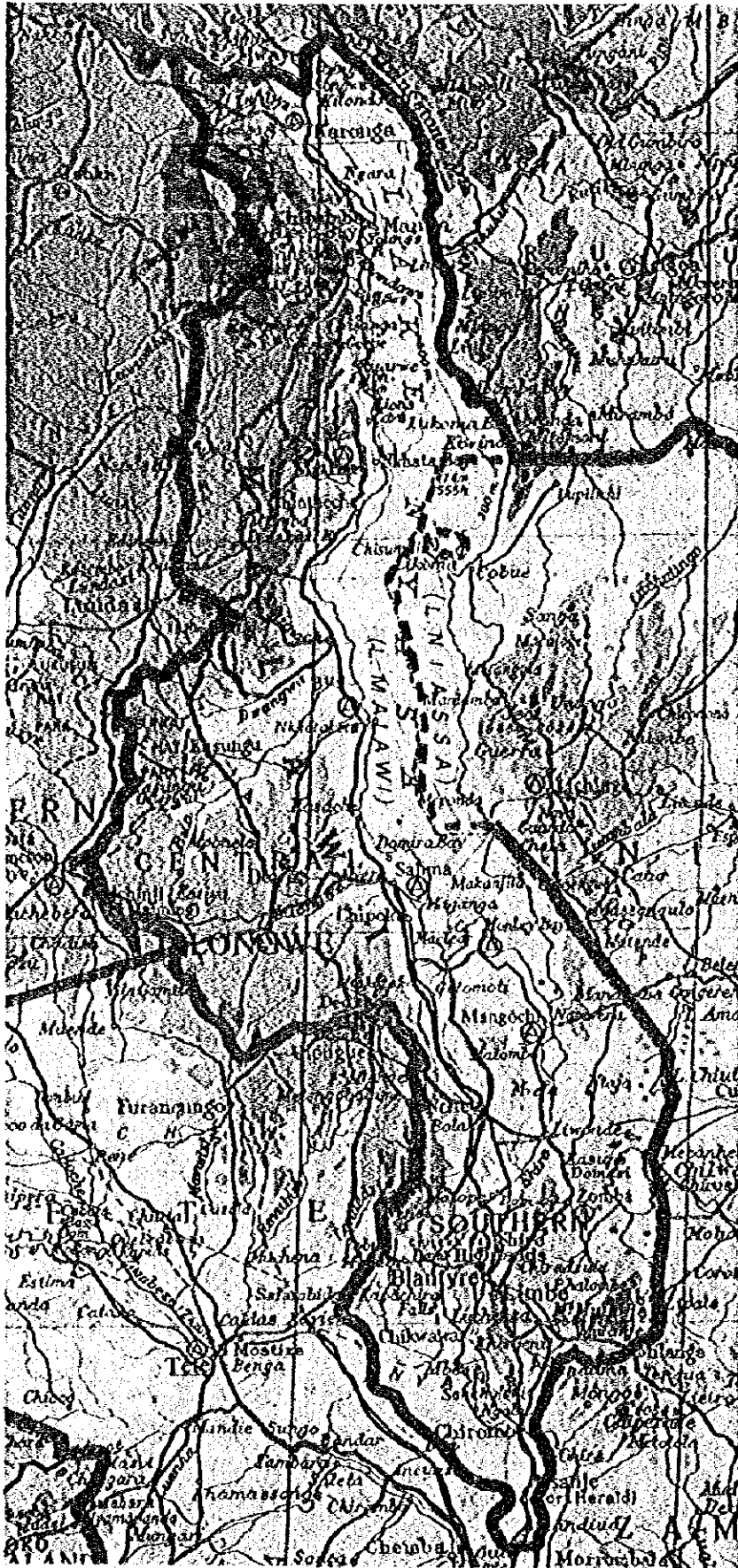
Zambia Alliance of Women (ZAW), 1985, Food For Africa. The Promotion of Traditional and Under-Utilized Food Stuffs, Report of a Regional Workshop, Lusaka

ZAW, 1989, Manual of Energy Saving Cookers

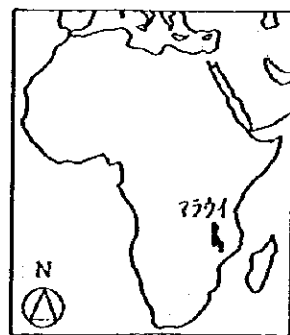
Zambia Association for Research and Development (ZARD), 1994, NGO Shadow Report on the Situation of Women in Zambia during the decade 1985-94, NGOCC

マ ラ ウ イ

MALAWI

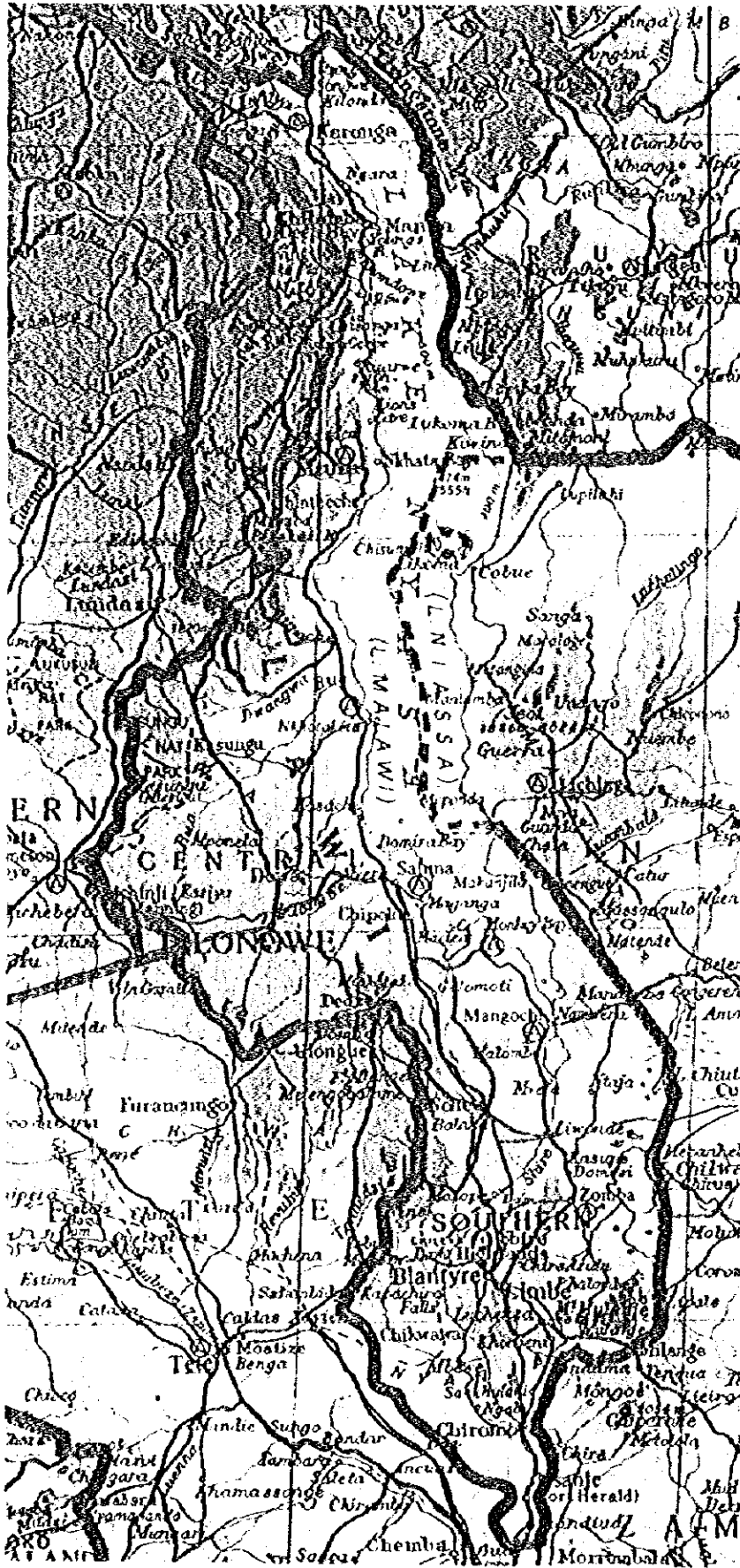


KEY PLAN

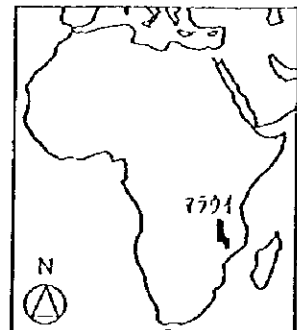


0 50 100 150 200 250 300 350 400 Kilometres

MALAWI

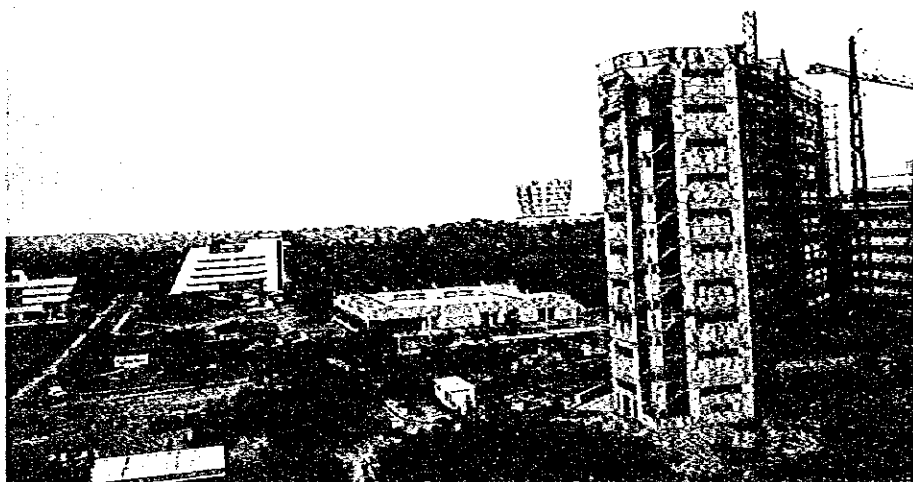


KEY PLAN



0 50 100 150 200 250 300 350 400 Kilometres

リロングウエの新市街
右寄り後方の建物は
マラウイの中央銀行

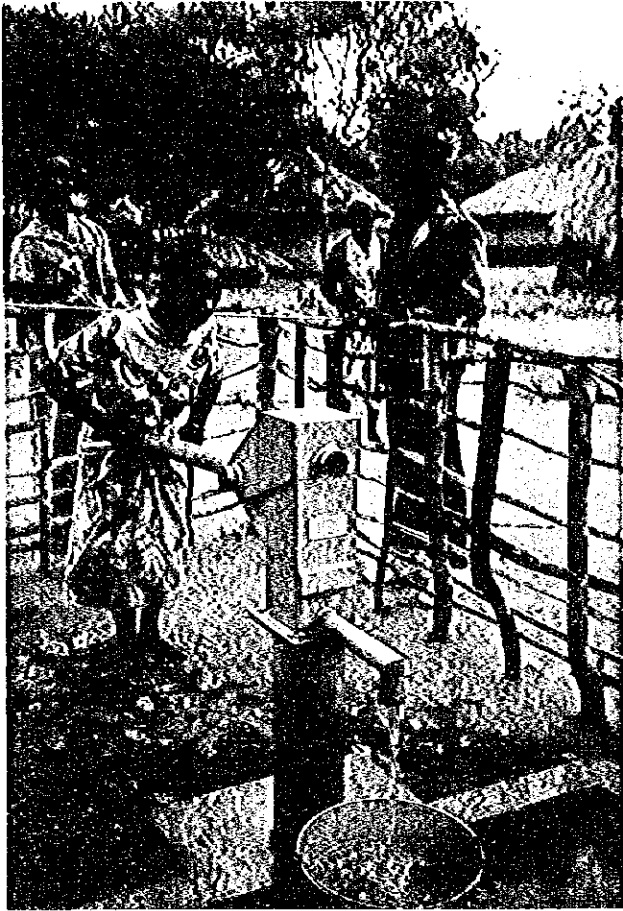


リロングウエーサリマ間
を結ぶ道路



ムチンジ
チムテテカ村



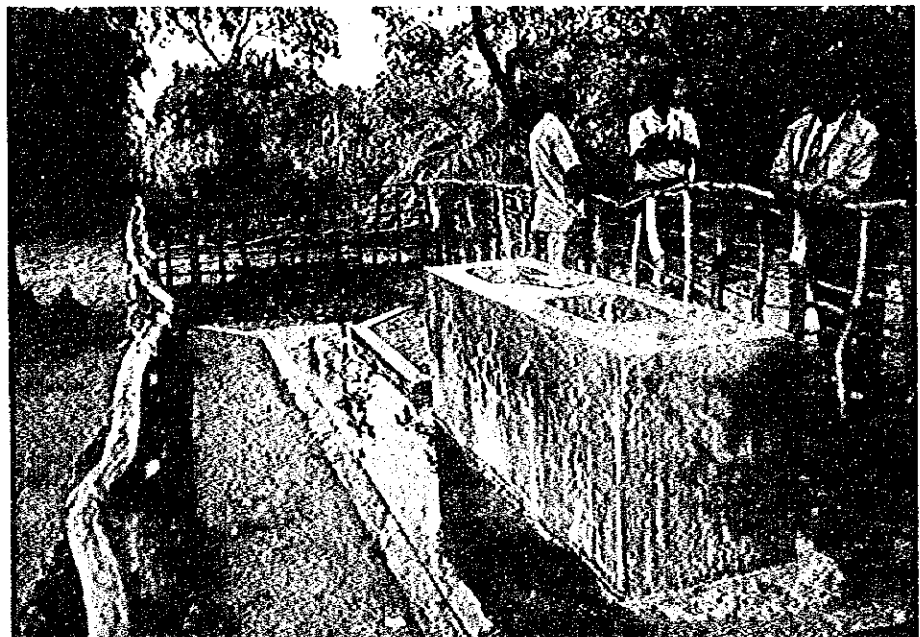


チムテテカ村
無償資金協力「ムチンジ地下水開発計画」
によってつくられた井戸



チムテテカ村
井戸のメンテナンスの
デモンストレーション

チムテテカ村
井戸の横に洗濯場があり
排水は奥の小石が並べられて
いるところで地中に吸い込まれる



<市場>

男性が販売する品物と
女性が販売する品物が
はっきり分かっている

マンゴー：男性



豆類：女性



塩：男性



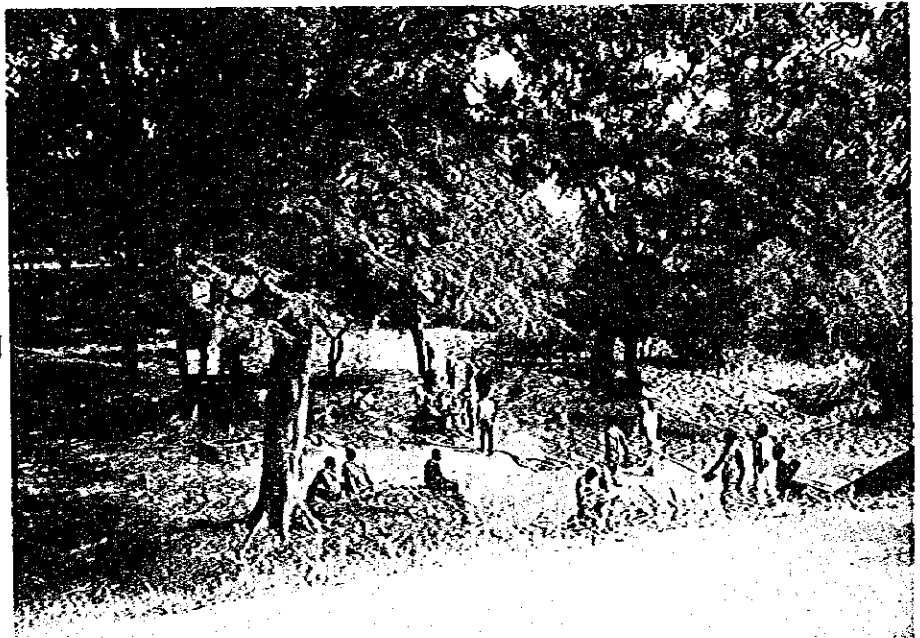
チムテテカ村
井戸のメンテナンスの
デモンストレーション



リロングウエ市内最大の
繁華街
スーパーマーケットや商店が
ならぶ



リロングウエ市内の
インフォーマル・マーケット
販売しているのは男性が圧倒
的に多い



ロビ地区農業開発
チエセチェ・グループの
女性たち
30人中15名が女性戸主



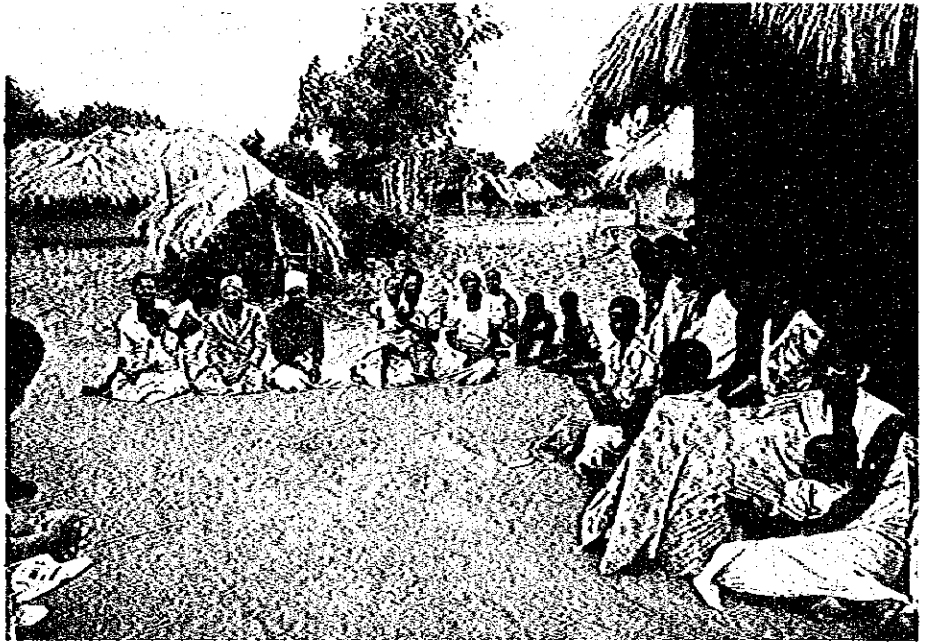
ロビ
チエセチェ・グループの菜園



ロビ
チエセチェ・グループの菜園



ロビ
ティンヤデイレ（左側）
ティヤミケ（右側）
両グループの女性たち



ロビ
唯一の男性グループである
カフォトコザ・グループの
菜園



目 次

地図
写真

第1章 マラウイ共和国の概況

1-1 政治・経済	1
1-2 地理・風土	2
1-3 人 口	3
1-4 民族・文化	5
1-5 貧 困	6

第2章 マラウイ女性の状況

2-1 教育・訓練と女性	10
2-1-1 学 校 教 育	10
2-1-2 ノンフォーマル教育	15
2-1-3 職 業 訓 練	16
2-2 保健・医療と女性	17
2-2-1 保 健 ・ 医 療	17
2-2-2 栄 養	19
2-2-3 出産にともなう疾病・家族計画	21
2-2-4 HIV/エイズ	24
2-3 農業と女性	28
2-3-1 農 業	28
2-3-2 環 境	30
2-4 労働市場と女性	32
2-4-1 フォーマル・セクター	33
2-4-2 インフォーマル・セクター	34
2-5 法制度と女性	36
2-5-1 婚 姻 ・ 離 婚	36
2-5-2 婚 外 子	37
2-5-3 相 続	38
2-5-4 国 籍	38
2-5-5 土地所有・事業経営・労働	39
2-5-6 そ の 他	39

第3章 マラウイ国政府によるWIDへの取り組み

3-1 マラウイ国/国家計画におけるWID	41
-----------------------	----

3-1-1	ナショナルマシーナリー	41
3-1-2	各省庁の取り組み	44
	女性児童地域社会サービス省	44
	保 健 省	45
	教 育 省	46
	労 働 省	48
	農 業 省	49

第4章 援助機関によるWIDへの取り組み

4-1	二国間援助機関によるWIDへの取り組み	53
4-1-1	G T Z	53
4-1-2	O D A	55
4-1-3	U S A I D	56
4-2	国際機関によるWIDへの取り組み	59
4-2-1	F A O	59
4-2-2	U N D P	59
4-2-3	U N F P A	60
4-2-4	U N I C E F	61
4-2-5	W H O	62
4-2-6	世界銀行	63
4-3	NGOsによるWIDへの取り組み	64
4-3-1	Save the Children Fund ,UK	64
4-3-2	World Vision International Malawi	65
4-4	我が国によるWIDへの取り組み	66

資 料 (マラウイ)

参 考 文 献	71
収 集 資 料 リ ス ト	74

共通資料 (ザンビア・マラウイ)

1. 調 査 目 的	79
2. 調 査 団 員 名 簿	79
3. 調 査 日 程	80
4. 面 会 者	83

略 語 表

ADD	Agricultural Development Division (農業開発局)
CDA	Community Development Assistant (地域開発普及員)
CHAM	Christian Health Association of Malawi (マラウイ・キリスト教保健協会)
CONGOMA	Council for Non-Governmental Organisations in Malawi (マラウイNGO協議会)
DAC	Development Assistance Committee (開発援助委員会)
DEVPOL	Statement of Development Policies (国家開発計画)
FA	Field Assistant (農業普及員)
FAO	Food and Agriculture Organisation (国連食糧農業機関)
FHA	Farm Home Assistant (農家経営普及員)
GABLE	Girls Attainment in Basic Literacy and Education (女子初等教育普及プロジェクト)
GAD	Gender and Development (ジェンダーと開発)
GDP	Gross Domestic Product (国内総生産)
GNP	Gross National Product (国民総生産)
GOM	Government of Malawi (マラウイ政府)
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (ドイツ技術協力公社)
HCW	Home Craft Worker (家内工芸普及員)
LLDC	Least among Less Developed Countries (後発開発途上国)
MCDE	Malawi College of Distance Education (マラウイ通信教育学校)
MOA	Ministry of Agriculture (農業省)
MOE	Ministry of Education (文部省)
MOH	Ministry of Health (保健省)
MOL	Ministry of Labour (労働省)
MOWCACs	Ministry of Women and Children's Affairs and Community Services (女性児童地域社会サービス省)
NCWID	National Commission on Women in Development (マラウイ女性と開発委員会)
NSO	National Statistical Office (国家統計局)
OAU	Organisation of African Unity (アフリカ統一機構)
ODA	Overseas Development Administration (UK) (英国海外開発庁)
OPC	Office of the President and Cabinet (大統領府)
PSLE	Primary School Leaving Examination (初等教育修了試験)
SACA	Smallholder Agricultural Credit Administration (小規模農業資金貸与機関)
SADC	Southern African Development Community (南部アフリカ開発共同体)
SCF	Save the Children's Fund (セーブ・ザ・チルドレン)
SWA	Social Welfare Assistant (社会福祉普及員)
TBA	Traditional Birth Attendant (助産婦、産婆)
UDF	United Democratic Front (野党統一民主戦線)
UNDP	United Nations Development Programme (国連開発計画)
UNFPA	United Nations Population Fund (国連人口基金)
UNICEF	United Nations Children's Fund (国連児童基金)

USAID United States Agency for International Development (米国国際開発庁)
VLOM Village Level Operation Maintenance (村落井戸運営管理方式)
WID Women in Development (女性と開発)
WHO World Health Organisation (世界保健機構)
WVM World Vision International, Malawi (ワールド・ビジョン・インターナショナル、マラウイ)

第1章 マラウイ共和国の概況

1-1 政治・経済

マラウイの政治システムは、英国をモデルとした三権分立の議会制民主主義である。1964年に英国から独立して以来、マラウイ議会党政権による一党支配が続き、ヘイスティングス・カムズ・バンダ大統領は終身大統領として長く君臨していた。80年代の後半頃から国民の間に経済状態や強権政治に対する不満が芽生え始め、教会関係者たちにも支えられたこの動きは92年になって独立以来最大のストライキ、学生によるデモにつながっていった。警察はこの動きを力で封じ込め、その結果、少なくとも38人が殺され多数の人々が逮捕された。西側援助国は民主化への動きを支持し、人道援助以外の援助を凍結した。

これらの動きに押される形でバンダ大統領は一党制か複数政党制かを問う国民投票を1993年6月に行うことを決定した。国民投票の結果、63%の支持を得た複数政党制が選択された。バンダ大統領は一年以内に新体制下での総選挙を行うこととし、1994年5月に複数政党制による初の総選挙が行われた結果、野党統一民主戦線（United Democratic Front）が勝利をおさめ、UDF党首、ムルジ氏が大統領に就任した。

独立時に制定されたマラウイ共和国憲法は英国をモデルとするものである。選挙権は男女平等に与えられている。同国憲法は従来よりバンダ前大統領の支配確立という目的のため幾度も改正されてきたが、終身大統領制の廃止、複数政党制の導入、新大統領就任という政治の展開をうけて新たな改正が予想されている。

今回の調査は新政権に移行後半年という時期におこなわれた。面会した政府関係者、援助機関、NGOは、新政権が行政に及ぼしつつある影響について現時点で評価を下すのは早過ぎるという点で一致している。しかし、ムルジ新大統領の女性や貧困、家族計画、保健に対する姿勢は一般的に高く評価されている。現政権は、民主化とならび、以前はあまり明確に語られることがなかったこれらの問題への取り組みをはっきりと打ち出している。

内陸国であるマラウイは海路を通じての物資の輸送はモザンビーク領を通過する鉄道に依存していたが、80年代のモザンビーク内戦によりこのルートが破壊され、84年半ばからは総輸入量の80%以上を南アフリカ経由で輸送することになった。このことは、百万人を超えるモザンビーク難民の流入とあいまってマラウイ経済にとって大きな打撃となった。92年に前政権が民主化要求の動きを武力で押さえつけるまでは、西側援助国との関係は良好で、主要援助国は英国、アメリカ、ドイツ、日本である。92年の民主化抑圧への措置として、世銀コンサルタティヴ・グループは人道援助以外の援助の凍結を決定したが、その後の展開を受け解除している。

独立後、マラウイの経済開発は輸出志向経済を目指して進められた。その基礎になったのは大規模農場と農業関連産業である。これらの推進のために外資の導入も積極的に行われ、タバコ、紅茶の輸出によって独立後の15年間は年平均6%という高いGDP成長率を記録した。しかしながら70年代後半より交易条件の悪化等により成長率は落ち込み、80年代には三度にわたり

構造調整プログラムを受け入れ、また88年からは世銀のセクター別調整プログラムを実施している。87年から91年にかけてはGDPの成長率は回復し91年は南部アフリカ開発共同体（SADC）加盟国内最高の7.8%を記録したが、91年から92年にかけての干ばつ、および国内の政治不安により経済は大きな打撃を受けマイナス7.9%の成長に落ち込んだ。

大統領府（OPC）が発表しているEconomic Reportによれば、国家開発にかかる予算配分は輸送にかなりの比重がかけられている。92/93年度でみると輸送：25.6%、教育：19.9%、保健：17.6%、農業：14.7%の割合である。1990年から1992年の主要経済指標は以下のとおりである。

表1-1 主要経済指標

		90年	91年	92年	増加率(85～92年平均)
人口(千人)		8,504	8,796	9,085	3.4%
名目GNP	総額(百万ドル)	1,662	1,996	1,896	—
	1人当たり(ドル)	200	230	210	-0.3%
経常収支(百万ドル)		n.a.	n.a.	n.a.	—
財政収支(百万クワチャ)		n.a.	n.a.	n.a.	--
消費者物価指数(85年=100)		240.3	270.7	333.2	--
DSR(%)		23.7	25.0	24.3	--
対外債務残高(百万ドル)		1,408	1,530	1,557	—
為替レート (年平均、1US\$=クワチャ)		2.7289	2.8033	3.6033	—
分類(DAC/国連)		低所得国/LLDC			

出所：外務省1994

1-2 地理・風土

マラウイはアフリカ大陸の東南部に位置する内陸国で、国土の面積は11.8万平方キロメートル、北海道と九州をあわせたほどの広さである。国土の二割を占めるマラウイ湖が南北に細長く横たわっており、国土はマラウイ湖周辺から陸に向かって隆起している。またマラウイ湖の南端からシレ川が南へと流れ、これに沿って約400kmのシレ溪谷が走っている。

気候は熱帯サバンナ気候に属し、一年は4月から11月までの乾季と12月から3月までの雨季に分けられる。一年の平均気温は低地で24～26度、高原地域で19～22度、山岳地域で13～17度である。

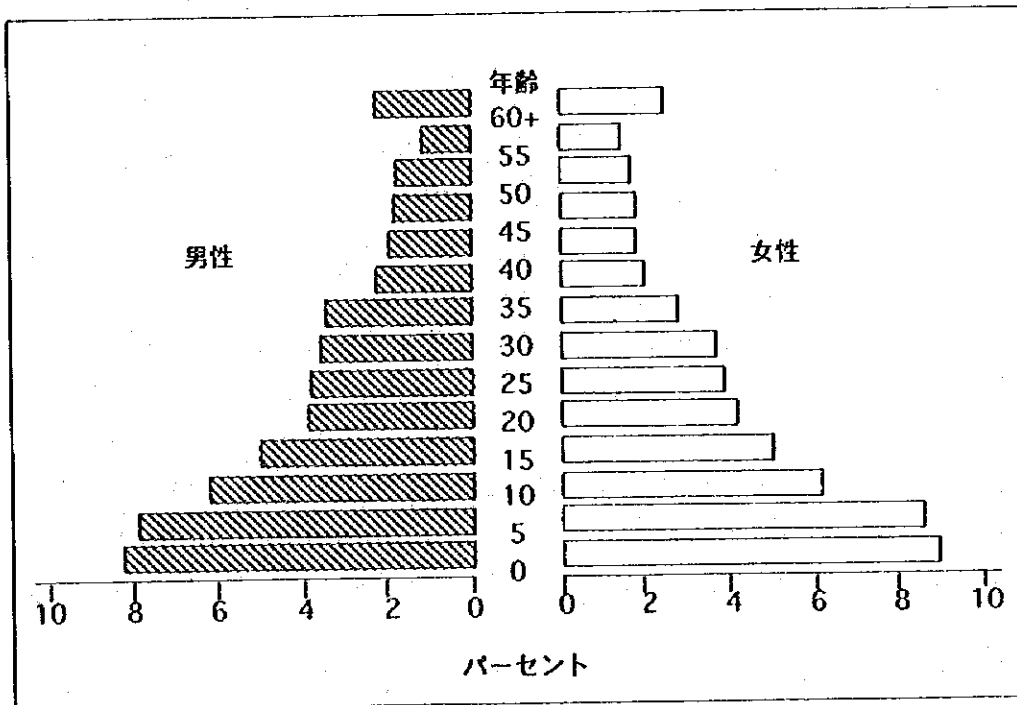
1-3 人口

人口問題はマラウィが抱える最も大きな問題の一つである。出生率を押さえることができず、現在のままの人口増加が続けば貧困軽減への道のりはさらに険しくなるだろうと予測されている。

人口調査は約10年ごとにおこなわれてきている。最も最近の人口調査は1987年におこなわれたMalawi Population and Housing Censusだが、この調査によれば1987年のマラウィの総人口は799万人であった。1977年から1987年にかけての人口増加率は3.3%であり、この数字はアフリカ地域でも最も高いグループに属する。1964年の独立以来、20年あまりで人口は二倍以上にふくれあがった。特殊合計出生率は7.6と高い。この数字は都市部でも農村部でもほとんど差がない。1993年の推定人口は933万人（世銀推定、モザンビーク難民を除く）となっており人口が増え続けていることを示している。耕作可能地1平方キロメートルあたりの人口密度は171人で、マラウィはアフリカ諸国のなかで最も人口密度の高い国の一つである。

男女別の人口構成は、女性100人につき男性が94人、女性52%、男性48%の割合で女性の人口が若干多い。図1-1は、1987年の人口調査にもとづく性別年齢別人口構成である。

図1-1 性別年齢別人口構成



出所：GOM and UN in Malawi, 1993

男女とも若年人口が多く、高齢になるほど人口が減る円錐型を構成している。15才未満人口が全体の46%を占めており、生産人口への従属度が高い人口構成になっている。平均家族数は4.3人だが、女性戸主の割合が30%にのぼっている。

女性戸主の多さは、マラウイの家族構成の特徴の一つである。これについては様々な理由が考えられるが、1) 重婚が行われていること、2) 10代で結婚せずに母になるケースが多いこと、3) 男が出稼ぎに出かけることが主な理由として指摘されている。

女性の初婚年齢は早く、半数が18才までに最初の結婚をする。また夫との死別や離婚などの後に再婚するケースも多く、これらが出生率を高く保ち人口増加につながる一因になっている。

マラウイでは都市化はあまり進んでおらず、1987年当時の都市人口は11%であった。その背景には農村から都市への人口流入を制限し、人口を各地域に均等に配分し経済開発を進めようとした前政権の政策があったと考えられる。しかし、当時から都市人口は年5%から15%の割合で成長を続けており、今世紀の終わり頃にはリロングウェ、プランタイア、ムズズ、ゾンバ等の都市人口は30%に達するだろうとみられている。

国外への出稼ぎも70年代半ばまで頻繁におこなわれた。南アフリカ、ジンバブエ、ザンビアが主な出稼ぎ先だったが、相手国での雇用機会の減少にともない出稼ぎは減ってきている。

人口調査にはあらわれていないが、80年代半ばから流入してきたモザンビーク難民がマラウイの人口問題をさらに悪化させている。現在、約100万人がマラウイ国内で生活しているとされ、その70%は女性と子供である。耕作可能地がさらに減少したり、保健サービスへの負担といった形で難民の存在はマラウイの経済に影響を与えている。

また、人口問題にあらたに加わったのがエイズの広がりである。保健省はHIV陽性者の割合を成人の10%と推定している。1994年3月の時点におけるエイズ感染者は累計33,052名であり、10万人中のエイズ患者数は82名にのぼっている。これはアフリカ諸国のなかでも最も高い数字である。コンゴが46名、ウガンダが45名、ザンビアが19名であるからマラウイの事態の深刻さがうかがえる。エイズ患者5名のうち4名は女性であるという統計からも女性がエイズの影響をより被っているのは明らかであり、エイズを持って産まれてくる子供やエイズで両親を亡くした孤児の問題等、緊急に対策を要する課題である。エイズの問題は母子保健の問題とあわせ、2. 2の保健・医療と女性の章でもう一度詳しく扱う。

人口の増加が与える社会経済的影響には様々なものがある。まず挙げられるのが、土地や資源の減少である。土地がますます細かく分割されるようになった結果、生産を絶えず行わねばならないことで土地がやせ、環境も悪化することが懸念されている。すでに一戸当たり、一人当たりの所有地がどんどん小さくなっていることが報告されている。1987年の統計によれば、一人当たりの平均所有地は0.46ヘクタールだった。小規模農家の半数以上は1ヘクタール以下の土地しか保有しておらず、この広さでは一家が充分食べていくだけの食糧を生産することは難しい。そして、所有地の少ない小規模農家の大多数は女性を戸主としている。将来、土地の細分化がますます進めば、これら女性戸主が多く存在する小規模農家はさらに厳しい状況に追いやられることが予測される。それによる乳幼児の健康状態、栄養状態への影響も小さくないと考えられる。

また、人口増加は土地の細分化とあいまって食糧供給にも打撃を与えることが予想される。適正技術・新技術の導入、あるいは高収量品種や肥料の使用により、農業生産性が向上しない限り、小規模農家は深刻な食糧不足に見舞われることが懸念されている。

人口増加が公共サービスに与える影響も少なくない。教育や保健分野の施設やサービスは、人口がそのまま増加を続ければ現状を改善するどころか、さらに状況を厳しくすることが予測される。80年代には教育にかなりの予算が使われたが、人口が増えたため、一人当たりの教育費は減少した。教育に投じる予算をその目的である教育の普及と質の向上につなげていくためには人口増加に歯止めをかけることが必要である。現在、女性の教育レベルの低さがマラウイの開発を推進する上での大きな問題の一つになっているが、人口増加によって教育の普及が阻害されれば、女性の就学率が伸び悩むことが予測される。女性への教育が出生率、子供の健康・栄養に及ぼすプラスの影響については多くの報告がある。女性の教育レベルが改善されなければ、さらなる人口増加につながる悪循環に陥ることも充分予測される。また保健サービスが拡充されなければ、母子保健サービスの普及も遅れることになり、このことも人口問題を解決するうえでの悪循環を生む恐れがある。

これらの問題は相互に結びついており、人口問題を母子保健、栄養、教育、食糧供給、雇用等、様々な分野との関連で捉える総合的なアプローチが必要である。これはさらに、都市化、エネルギー、住居、水といった事柄とも密接に関連する。人口の増加は開発のあらゆるセクターに影響を及ぼす問題であり、マラウイが今後安定した開発を成し遂げ、人々の基本的な生活ニーズを満たすことができるか否かの大きな鍵を握っている。

1-4 民族・文化

マラウイはバンツー系人種で構成されている。中部人口の90%を占めるチチェリ、南部に多いニャンジャ、北部に多く住むトゥンブーカが主要部族であり、ヤオ、ンゴニ、トンガといった他の部族をあわせると全部で13の部族が存在する。ヨーロッパやアジア系人口は全体の0.3%を占めるにすぎず、そのほとんどが都市部に住んでいる。

キリスト教を信仰する人が全体の50%にのぼり、30%がイスラム教と言われているが、土着宗教も広く影響力を持っており今も生活のなかで大きな役割を果たしている。英語とチチェリ語が公用語と定められている。

家族形態は一般的に国の中央部と南部で母系制、北部で父系制がおこなわれている。母系制がおこなわれている地域では、結婚に際し夫が妻の住む村に移り住み、妻の家族と生活する。一家の実権は妻の叔父や男兄弟が握るが、女性が一家の長になることもある。いずれにせよ、女性は自由に処分できる財産へのアクセスもあり、男性にあまり頼らずに生活できる。母系制では夫はあまり権力を持たないとされている。しかし今日、母系制、父系制を明確に線引きする文化的規範は次第に失われつつあるともいわれている。このことは母系制のもとで保障されていた土地相続や家族からの庇護といったものが、女性の生活の支えにならなくなってきていることを示唆している。

1-5 貧困

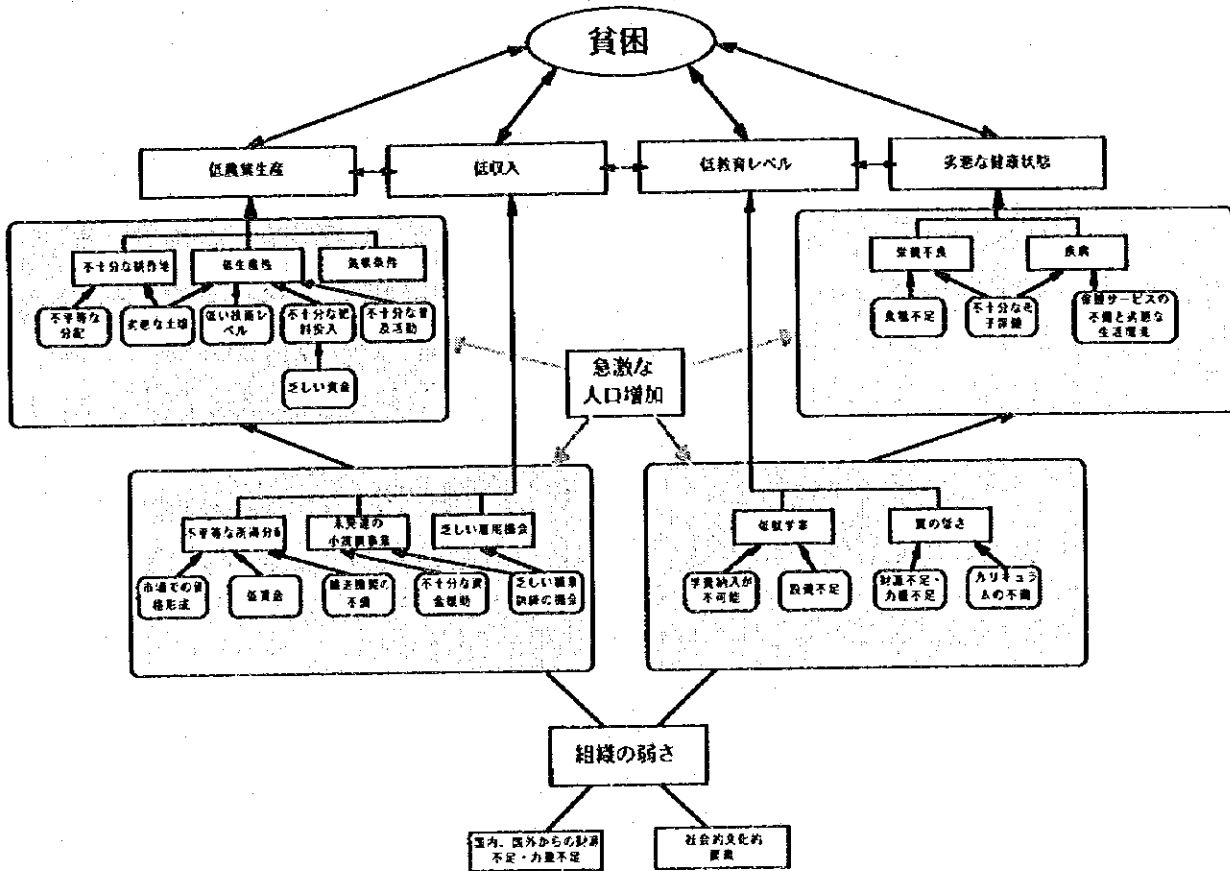
貧困問題の改善と人的資源の開発がマラウイの開発を進めるうえでの最重要課題であるとの認識から、政府は1990年に、援助機関と協力し、貧困状態の把握・分析のためのプログラムを開始した。この試みは女性児童地域社会サービス省 (MOWCACS) と国連児童基金 (ユニセフ)、国連開発計画 (UNDP) が中心となって発行した "Situation Analysis of Poverty in Malawi" という刊行物としてまとめられている。マラウイは独立以来、経済社会の開発に向けて努力を重ねてきたが、国内の貧困問題に積極的に取り組んできてはいなかった。それは、長期にわたった前政権が「国内に“貧困”は存在しない」という公的見解をとっていたことにも象徴される。ユニセフの担当官によれば、“貧困”という言葉を用いることに少なからぬ抵抗がある中、このプログラムは始められたのである。

さて、世銀は貧困層を、十分な栄養摂取量を満たすことができず食糧以外のニーズに必要と考えられる年間一人当たり40ドルの収入を得ることができない人々と定義しているが、マラウイの全人口の60%は貧困層に属すると推定されている。また都市部の貧困層は65%にのぼると考えられている。15億ドルにのぼる債務を抱え、3度にわたり構造調整プログラムを実施しているところ、緊縮財政政策からくる社会セクターへのしわよせのため、政府が貧困問題に取り組むことは容易なことではない。高い人口増加率も、貧困への悪循環に拍車をかけている。

"Situation Analysis of Poverty in Malawi"は、マラウイの貧困を生み出している重要な要因として、1) 低い農業生産、2) 少ない農業外収入、3) 低い教育レベル、4) 劣悪な健康状態の4つを挙げている。これらの要因を生み出す原因をチャートとしてまとめたのが図1-2である。4つの要因とそれらを生み出す原因は相互に関連しており、貧困のためにさらに低農業生産、低収入、低教育レベル、劣悪な健康状態に陥り、貧困の悪循環から抜け出せない状態が生まれている。これに急激な人口増加と行政制度の弱体さがさらに状況を悪化させる原因として加わっている。貧困改善に取り組む際の制度の問題点として、行政制度が過度に中央集権的であるため、地方、村レベルの人々が自分たちのニーズを伝えることができず、住民不在の状態で政策立案がなされていることが指摘されている。貧困改善に真剣に取り組むためには、行政制度の地方分権化が実施され、地域や村の貧困層の声を聞き問題点をくみ上げることに重点をおいた対策が必要であると指摘している。

貧困におちいりやすい層として挙げられているのは、1) 1ヘクタール未満の土地しか持たない小規模農民、2) 農場労働者、3) 農場小作人、4) 女性戸主の家庭、5) 子供、6) 都市部の困窮者である。

図1-2



出所：GOM and UN in Malawi

1ヘクタール未満の土地しか持たない小規模農民は農家全体の56%にのぼっている。マラウイの平均家族数は5人であるが、1ヘクタールに満たない土地では5人を養うために必要なぎりぎりの量の食糧しか生産できない。生産量上げるために必要な肥料や技術を投入できなければたちまち窮乏に直面する層である。耕作地から家族が食べるのに十分な生産をあげることができないと、これら小規模農民は生計を立てるためには農業外の収入に依存せざるを得ない。この層の家計にしめる食費の割合は63.2%に達しており収入の大部分を食べることに費やしていることがわかる。0.5ヘクタール未満の土地しか持たない農民は全体の25%に達している。この層は非常に収入が少なく食費が収入の大部分を占める「最貧層 (core poor)」と位置づけられている。最貧層にいる農民の実に42%が女性戸主の家庭であり、女性戸主が貧困の最底辺に集中していることがわかる。

所有地の少ない農民は、少ない現金収入を補う手段として、たばこ、紅茶、砂糖等の農場に働きにでるものも多い。また12月から1月の作付けシーズンに「ガンユ (Ganyu)」と呼ばれる季節労働に携わる者もある。ガンユは農繁期におこなわれる労働提供で、人手が足りない耕作地で働き報酬を得る。広範におこなわれているが、インフォーマルな賃金労働であり実態はよ

く知られていない。報酬が物で支払われることも多く、また賃金は最低賃金を下回るレベルである。農場に働きにでるにしろ、ガンユに携わるにしろ、自分の所有地での耕作の時間を割くことになり、小規模農民の農業生産がさらに低下する結果につながっている。

農場小作人の多くは少ない耕作地で生活を支えられなくなった小規模農家であり、土地を捨て農場経営者と契約を結んで与えられた土地でたばこ等の生産に従事する。その数は1980年の21,000人から1989年の105,000人へと大きく増加している。小作人への報酬は年1回、収穫物を売るときに支払われるが、農場から支給される食糧の代金や、肥料や鋤等、生産に必要な物資の購入代金にかけられる利子の支払いでかなりの部分が差し引かれてしまう。肥料の購入代金に140%の高利子をかけている農場もある。たばこそのものは利潤率の高い生産物であるが、上記のような状況のなかで、小作人は終わることのない借金を背負いながら働き続けるのが現状であり、最も貧しいグループを形成している。

小規模農家の7割を占める女性戸主農家は最貧困層に陥りやすく、耕作地、雇用機会、収入等、生活向上の手段から切り離された存在である。マラウイ全世帯の30%を占める女性戸主の7割以上は1ヘクタール未満の土地しか持っておらず、所有地が0.5ヘクタール未満の女性戸主もかなりの数にのぼる。少ない耕作地から十分な生産をあげることができないため、彼女らの多くは報酬が少なくともガンユに従事することを余儀なくされるが、これが所有地での農作業時間を削ることになり一層の生産低下につながっている。女性は一般的にガンユをあまり好まない傾向があり、比較的経済状態が良い家庭ではガンユに出るのは年間6日間ほどであるが、最貧層の女性戸主は年間20日間、ガンユに従事しており、貧しい層ほどこのような条件の良くない労働に頼らざるを得ないことがわかる。出稼ぎに出た男性が仕送りをしてくれる場合は少しは状況は改善されるだろうが、ほとんどの家庭では女性が一家の生活を支える存在である。女性戸主は、ほとんどが男性である農業普及員からのサービスを十分に受けることができなかつたり、訓練や資金融資の機会をはばまれていたことも多い。加えて、子供の世話や水汲みで時間的にも物理的にも制約を受けている。前述のとおり、最貧層の42%が女性戸主であり、貧困の影響を最も強く受けているのが女性であることが推察できる。土地の細分化が進み男性が雇用労働を求めて出稼ぎに出る傾向が続けば、ますます女性戸主が増えると予想される。

マラウイでは都市化はあまり進んでおらず1987年の都市人口は全体の11%にすぎなかった(1987年の人口調査)。しかし、人口増加や農村部での土地の細分化のために農業で生活できない人々が都市に流入していることを受けて、都市部の人口は増加している。また、都市部への人口流入を制限していた前政権が崩壊したことが都市化に拍車をかける要因になると予想されている。近年、毎年5~15%の割合で都市化が進んでいると推定されており、今世紀の終わりには都市人口は全体の30%に達するだろうと予測されている。現在、都市部の貧困層は、都市人口の65%に達すると推定されており、20~25%は最貧困層であると考えられている。都市部の貧困層の特徴は、家族数が多いことと最近農村部から流入してきたことに加えて、女性戸主が多いことである。都市人口に占める女性戸主は5%と全人口中の割合、30%を大きく下回っているが、全体に占める割合が少ないなかで貧困層に女性戸主が多いという事実は「貧困の女性

化 (Feminisation of Poverty)」という言葉を思い起こさせる。貧困層はサービス産業での雇川労働や臨時労働で収入を得ているが、雇用機会が拡大しない状況のなかで縫製、ビール醸造、自動車修理、小売りといった業種のインフォーマル・セクターで生計を立てる人々が増えている。収入の68%は食費に使われ教育や保健にまわす費用はほとんどない。栄養不良に陥っている人も多く、また清潔な水や衛生設備がなく教育設備や道路の整っていないスラムのような地域に住む人口が急激に増加している。現時点では、貧困層の大部分は農村部人口であるが、将来、急速な都市化が進めば都市部の貧困層の問題がさらに深刻になることが予想される。

貧困家庭に生まれた子供は、十分な保健サービスや教育の機会を受けることができず、また栄養摂取量も少なく、心身ともに健康な成長を阻害される危険性を抱えている。貧しい家庭ほど親は子供の労働力に頼らざるを得ないため、子供は全く学校に行かない場合もあり、このような状況は世代から世代への貧困の再生産につながっている。

将来、深刻な問題になるだろうと懸念されているのがエイズ孤児で、1992年に25,000人と推定されていたエイズ孤児数は2000年には300,000人にのぼるとみられている。農村で農作業や家事の手伝いのため学校をドロップアウトする子供が大勢いる一方、リロングウェ等の都市ではストリート・チルドレンとなって物売りに従事する子供の数が増えている。

マラウイでは女性の労働力参加率は64%にのぼり、男性の労働力参加率67%とほとんど変わらない。女性は国全体の生産活動に貢献する労働者であり、そして農村部でも都市部でも多くの場合、貧困層を支える唯一の働き手である。貧困の問題に取り組もうとするなら、これら女性の問題やニーズを無視しての効果的なプログラム実施は困難である。

第2章 マラウイ女性の状況

2-1 教育・訓練と女性

要 約

- * 女性の識字率は31.6%で、男性の52.4%をかなり下回っている。
- * 初等教育入学時には男女はほぼ同数であるが、その後、女子の多くが中途退学してしまうため、大学レベルになると女性は5人に1人しかいない。初等教育修了試験の女子の合格率は男子より低い。
- * 女子が中途退学する主な理由は、家事や農作業の補助労働、娘の就学への否定的態度、経済的負担、妊娠である。
- * 技術、法律等、これまで女性が進出していなかった分野への奨学生制度が導入され、これらの分野への女性の就学を奨励している。
- * 成人識字教室への参加者は女性が86%を占めている。
- * 女性普及員の数はまだ非常に少なく、農村女性への普及教育が充分におこなわれていない。
- * 参加要件に一定年数の学歴が含まれていること等に阻まれ、女性の職業訓練への参加は低いレベルにとどまっている。

2-1-1 学校教育

教育はマラウイ全国民に普及している状態ではなく、特に女性が教育を受ける機会は男性に比べて低いレベルにとどまっている。このことが女性の社会参加、経済参加を妨げる大きな要因の一つになっている。表2-1は5歳以上の国民に関する男女別の識字率を表している。

表2-1 5歳以上人口のチチェワ語、英語に関する性別年齢別識字人口と識字率

性別・年齢	合計	識字能力				識字率
		チチェワ語・英語共 非識字	チチェワ語 のみ	英語のみ	チチェワ語・英語	
男女合計						
合計	6,594,557	3,848,414	1,094,922	9,287	1,641,934	41.6
5～14	2,286,959	1,631,534	322,475	1,669	331,281	28.7
15～24	1,441,595	590,799	245,077	1,582	604,137	59.0
25～49	2,013,523	1,027,802	369,575	4,357	611,789	49.0
50～	852,480	598,279	157,795	1,679	94,727	29.8
女性						
合計	3,415,849	2,335,265	463,171	4,491	612,922	31.6
5～14	1,145,420	825,748	156,747	842	162,083	27.9
15～24	772,656	393,065	121,208	907	257,476	49.1
25～49	1,047,485	719,433	146,862	2,146	179,044	31.3
50～	450,288	397,019	38,354	596	14,319	11.8
男性						
合計	3,178,708	1,513,149	631,751	4,766	1,029,012	52.4
5～14	1,141,539	805,786	165,728	827	169,198	29.4
15～24	668,939	197,734	123,869	675	346,661	70.4
25～49	966,038	308,369	222,713	2,211	432,745	68.1
50～	402,192	201,260	119,441	1,083	80,408	45.0

出所：NCWID, 1994

全体の識字率は、女性31.6%、男性52.4%で男性がかなり上回っている。1970年の識字率である女性18%、男性42%からは改善しているが、まだ女性の識字率はかなり低い。年齢別にみると、年齢が高くなるほど男女間の識字率の差が大きくなっており、50歳以上の年齢層では女性11.8%に対し、男性45.0%と圧倒的な開きがでている。女性が情報へのアクセスを拒まれ、保健衛生、家族計画、適正技術等、あらゆる分野の知識、訓練機会を得ることができず、能力を開発し生活を改善していく手段という点でいちじるしく不利な立場に置かれていることが明らかである。

識字率と深い関連がある就学率はどうか。マラウイは英国式の教育システムを採用しており、初等教育8年（スタンダード1～8）、中等教育4年（フォーム1～4）を経て高等教

育（技術学校、職業訓練学校、大学等）に進む。表2-2は、教育レベル別にみた総就学者数に占める女性の割合である。

表2-2 総就学者数に占める女性の割合（%）

	1980	1984	1987	1992
初等教育	30	42	44	47
中等教育	20	29	34	35
大学	20	21	23	22
教員養成学校	37	37	35	39

出所：Ministry of Education, 1980, 1984, 1987, 1993,より作成

初等教育ではかなりの改善がみられるものの中等教育から大学に進むにつれ女性の割合はどんどん少なくなり、大学レベルになると女性は5人に1人しかいない。女性の就学者が男性に比べて少なくなっていく最大の理由は、初等教育の8年間を終了できずに中途退学してしまう割合が高いためである。表2-3は初等教育における各学年の入学者数である。

表2-3 初等教育における各学年の男女別入学者数

学年	1988		1990		1992	
	女子	男子	女子	男子	女子	男子
1	165,010	181,733	181,831	198,328	284,960	273,287
2	101,196	119,447	122,399	143,692	168,035	180,530
3	78,692	91,520	95,044	110,245	120,843	131,484
4	54,465	67,074	60,605	83,982	82,026	95,593
5	44,003	55,519	55,547	67,057	65,876	78,580
6	32,300	43,382	41,184	52,423	48,179	60,555
7	26,667	37,955	32,284	44,335	36,297	49,631
8	34,144	69,729	39,812	71,914	41,758	77,817
合計	536,477	666,359	628,706	771,976	847,974	947,477
総合計	1,202,836		1,400,682		1,795,451	

出所：Ministry of Education, 1993

92年度の第一学年入学者数は初めて女子が男子を上回っているが、8学年への入学者になると女子は全体の35%である。男子の中途退学率と比較しても女子のそれがかなり高いことが読みとれる。1980年に第1学年に入学した女子で第8学年に進級できたのは30%であったのに対し、1984年に第1学年に入学した女子のうち第8学年に進級できたのは38%にのびているよう

に、女子が初等教育を終了する割合は少しずつ増加してはいるが、依然、低い数字にとどまっている。

USAIDや他のいくつかの機関の調査によれば、女子の中途退学が多い理由としては、1) 女子は家庭で、家事、農業生産の補助的労働者として扱われており、男子に比べ将来、賃労働に携わる機会も少ないことから教育は必要でないと考えられていることに加え、とりわけ授業料を払う経済的負担が大きい家庭では、女子が真っ先に切り捨てられてしまう存在であること、2) かなり減少してきてはいるものの一定年齢に達するとコミュニティの女性が女子に結婚準備教育（大人になるための通過儀礼といえるもので何カ月か女性だけで離れた場所で過ごす）をおこない、これを機会に学校に行かなくなること、3) 妊娠等が挙げられている。なお、最後の理由については、1993年に子供を出産してからも初等教育へ戻れるようになった。

少しずつ初等教育を終了する女子数が増えてきてはいるものの、女子の学業成績が芳しくないことがもう一つの問題となっており、このことが中等教育以降の女性の就学率を低く押さえることにつながっている。1988年の初等教育修了試験（Primary School Leaving Examination、以下PSLE）における男女別科目別平均点は以下のとおりである。

表2-4 1987年PSLEにおける男女別科目別平均点

科目	女子	男子
英語	46.1	51.7
算数	46.3	51.6
一般常識	43.0	53.0
チチェワ語	49.7	51.0
農業	43.6	52.7
理科	42.8	52.0
家庭	50.9	/
裁縫	50.6	/

出所：World Bank, 1991

チチェワ語を除いては、女子の平均点が男子のそれをかなり下回っており、この差は、他の開発途上国の男女差と比較してはるかに大きいことが報告されている。平均点でこのような差が出るのは、個々人の能力差以外の要因を考えねばならず、女子に対しては学業成績の向上を期待しないとといった家庭環境・社会環境が理由と考えられている。初等教育の第1学年入学から、第8学年、PSLE合格とレベルが上がるに従い、女子の割合がどのように減少していくかを示したのが、表2-5である。

表2-5 80年84年92年における女子の第1学年、第8学年入学者、PSLE合格者数と割合

	1980	1984	1992
第1学年			
入学者合計	234,816	238,584	558,247
女子	108,691	110,091	284,960
全体に占める女子の割合	46%	47%	51%
第8学年			
入学者合計	70,661	86,747	119,575
女子	18,372	25,813	41,785
全体に占める女子の割合	26%	30%	35%
PSLE合格者			
総数	43,767	59,828	65,535
女子	9,080	15,069	17,698
全体に占める女子の割合	21%	25%	27%

出所：Ministry of Education, 1994

また1994年のPSLEの試験結果を男女別にまとめたのが表2-6である。

表2-6 1994年初等教育修了試験（PSLE）試験結果

	女子	男子	合計
受験者	41,000	63,000	104,000
合格者	31,000	51,000	82,000
不合格者	9,500	12,000	21,500
合格率	76%	81%	79%

出所：Ministry of Education, 1994 （数字は四捨五入をおこなっている）

女性の教育レベルの向上が健康や栄養状態の向上、家族計画の普及、農業生産性の向上等につながることは多くの研究で明らかになっている。マラウイでも教育を受けた女性は、農業普及員にコンタクトをとり、農産物の多様化や生産性向上に積極的であるという事例が報告されている（World Bank, 1991）。初等教育就学中の中途退学をくい止め、PSLEに合格し中等教育に進学できる女子を着実に増やし、女性の教育レベルを向上させることは、マラウイ政府も政策として掲げている。これらの政策を着実に推進することは、女性が様々な分野で開発のプロセスに貢献していくための重要な鍵になるだろう。

現在、マラウイには中等教育施設が充分になく、PSLEに合格しても受け入れる学校がない生

徒は第8学年を繰り返すか、通信教育（Malawi College of Distance Education、以下MCDE）を受講する。通信教育では女子がかなりの割合を占めるようになっている。MCDEの受講者数と女子の割合は以下の通りである。

表2-7 通信教育（MCDE）受講者数と女子の割合

	1988	1993
全受講者	19,760	65,000
女子の割合	29.5%	40%

出所：Ministry of Education, 1993/4

中等教育後の教育機関としては、大学以外には技術学校、職業訓練学校、私立の商業学校等がある。女性のこれらの機関への進学は、伝統的に女性向きと考えられている専攻に偏っているが、近年、コンピューター、土木、建築、法律、医学、会計といったこれまで女性があまり進出していなかった分野へも少しずつ入学している。1989年から1993年にかけて上記の大学以外の教育機関に進学した総人数は1,778人でそのうち女性は105人（6%）であった。

教員養成学校への女性の進学者は全体の35%程度にとどまっているが、1990年に教師不足を解消するために導入された1年間の教師養成プログラムのおかげで少しずつ増加しつつある。

マラウイ大学への進学者に女性の占める割合は前述のとおり23%で、依然低い数字ではあるものの少しずつ増加傾向にある。この増加は看護・助産婦のディプロマが導入されたことが大きな理由だと考えられている。女性は、女性向きと考えられている分野である教育、農業、ビジネス、看護等の専攻を選ぶケースが多いが、80年代半ばから、技術、法律といったこれまで女性が少なかった分野への進学者に対する奨学金制度が導入されたこともあり、わずかながらこれらの分野の女性数も増加している。現在、年間に75名の女性がこの奨学金を受けている。

2-1-2 ノンフォーマル教育

(1) 識字教育

高い非識字率を解消するため、政府は1980年代より成人への識字教育をおこなっている。農業、保健、家族計画、栄養、環境等を題材にした識字教材をパイロット地区の活動を通じて作成し、放課後の自習教材としても使えるよう、農村地域の300の図書館に備えている。本格的な識字教育（National Adult Literacy Programme）が全国的に始まったのは1986年で、それ以来、参加者数は410,639人にのぼるが、その86%は女性である。このように女性が受講生の大部分を占めているという実績は、機会があり必要を感じれば、女性が学ぶ意欲を充分発揮することをうかがわせる。

(2) 普及教育

政府やNGOによって農業、地域開発といった様々な分野の普及員養成がおこなわれているが、農業省の農業普及員になるための訓練を受ける女性は全体の20%程度にとどまっている。農業生産に携わる女性の割合が非常に高いマラウィでは、普及員としてもっと多くの女性が活動することが望まれている。

女性児童地域社会サービス省は、これまでに150名の女性地域開発普及員(CDA)、400名の女性手工芸普及員(HCW)、2,000名の女性識字インストラクターを養成してきており、これらの普及員をとおして年間8万名の女性が指導を受けている。しかし、CDAをはじめとして、まだ女性普及員の割合は少なく、農村女性を十分にカバーしている状況ではない。

国際、国内NGOも農村地域を中心に、女性に対し保健衛生教育、人口教育等をおこなっている。

2-1-3 職業訓練

小規模事業のためのビジネス・トレーニングや職業技術訓練が、政府やNGOによっておこなわれているが、看護、教育、秘書といった女性の職業とされている分野以外での女性の参加は低い。建設技術を教えるコースでは8,000人中、女性はわずか30人であった。女性は職業訓練に興味がないとの声も聞かれているようだが、その調査が実際におこなわれたわけではない。宿泊施設が充分でないことが女性の参加を妨げる一つの要因になっているようである。しかし、女性参加者を増やすには宿泊施設を整えるだけでは不十分だろう。ある職業訓練を受けるには10年、あるいは12年の学校教育履修が参加資格になるような現在の状況が変わらない限り、就学率の低い女性が、職業訓練に参加し、生産改善、生活向上を目指すことは困難であると考えられる。

2-2 保健・医療と女性

要 約

- * 人口増加が保健・医療サービス普及の障害になっており、医師一人当たりの患者数は6万人にのぼる。
- * 乳幼児死亡率は東アフリカ、南アフリカ地域で最も高い234/1000であり、5歳未満児の発育不全は48.7%にのぼる。
- * 農作業や家事労働に加え間隔をあけずに繰り返し妊娠するため、妊娠中の女性の56%が貧血である。また甲状腺腫をもつ患者の80%が女性である。
- * 妊産婦死亡率は400で世界でも最も高い部類に属する。
- * 避妊実行率は7%にとどまっている。
- * エイズ感染者数は10万人当たり82人でアフリカ地域で最も多い。感染者の5人に4人は女性であり、特に若年層の女性の感染者が急増している。

2-2-1 保健・医療

マラウイには保健省に加え、CHAM (Christian Health Association of Malawi) 等のNGO、地方政府等が管轄する保健・医療機関が全国に756カ所、存在する。この数字には普及員や看護婦だけでサービスをおこなうところも含まれている。増え続ける人口は国民への保健・医療サービスにも影響を与えている。表2-8はマラウイにおける患者一人当たりの医療スタッフ数である。

表2-8 1990年における患者一人当たりの医療スタッフ数

	1990	
	8,020,000	
人 口		
	人員数	スタッフ：患者
医 師	121	1: 60,000
臨床スタッフ	983	1: 8,160
看護スタッフ	1,442	1: 5,560
歯科医	36	1:222,780
薬剤師	32	1:250,600
検査スタッフ	104	1: 77,115

出所：Ministry of Health, 1992

医師一人当たりの患者数が6万人という数字は、アフリカでも最も多い部類に入る。マラウイ人医師のほとんどは都市の病院や保健省で仕事をしており、地域レベルで診療をおこなっているマラウイ人医師はたった1人しかいないのが現状である。訓練を受けた医師の国外への頭脳流出も深刻な医師不足に拍車をかけている。このような事情のため地方では外国人医師に医

療・保健サービスの多くの部分を頼っている。

マラウイの疾病による死亡原因は感染症や栄養不良関連によるものが大部分を占める。男女別の資料は入手できなかったが、全人口を対象に死亡の原因となった疾病をまとめた資料によると、はしか、肺炎、栄養不良、下痢、貧血といった疾病が上位を占めている。また、1980年と90年を比較すると、はしかや破傷風で死亡する人は減少しているものの、マラリア、貧血、結核、栄養不良で死亡する人数は増加している。表2-9は5才未満の乳幼児の死亡原因の割合である。

表2-9 1990年における5才未満乳幼児死亡原因

原因	割合
マラリア	19%
栄養不良	17%
貧血	13%
肺炎	13%
はしか	11%
下痢	8%
死産	4%
その他	16%
	100%

出所：Ministry of Health資料

乳幼児に関する他の保健指標は以下のとおりである。

表2-10 乳幼児関連の保健指標

乳児死亡率	134/1000
5才未満乳幼児死亡率	234/1000
予防接種率（12～23ヶ月の幼児対象）	
BCG	97.0%
三種混合	88.6%
ポリオ	88.1%
はしか	85.8%
全ワクチン	81.8%
5才未満児の疾病・栄養	
過去2週間に下痢	21.9%
過去2週間に息切れをとまなう咳	14.6%
過去2週間に発熱	40.5%
発育不全	48.7%
深刻な栄養不良	5.4%

出所：Ministry of Health, 1992

乳幼児死亡率234人は東アフリカ、南アフリカ地域で最も高い数字である。

医師数、医療サービスが不足しているなかで、このように疾病により生命の危険にさらされる人口が多い状態は女性の生活により多くの負担となつてのしかかる。女性は多くの場合、病気の家族、とりわけ子供の世話を担う存在であり、農業生産や家事をこなしながら病人の面倒をみななければならない。地域のクリニックまでの往復にはクリニックでの待ち時間を入れずとも1時間から3時間を要すると推定されている。クリニックが8キロも離れている場合もあるからである。マラウイの女性はクリニック等の医療サービスを利用しない理由として、クリニックが遠いこと、加えて農作業がきついことと家事から離れられないことを挙げている（World Bank, 1991）。

2-2-2 栄養

マラウイは1990年から91年にかけて干ばつを経験し、そのことが土地の細分化による収穫減少、人口増加等の理由による栄養不良をさらに悪化させてしまった。1970年から1990年にかけての一人当たり一日摂取カロリーは、常に減少傾向にあり、1970年から74年にかけて2,653カロリーだったのが、1985年から90年には2,040カロリーまで落ち込んでいる。マラウイの農民の55.3%は1ヘクタール未満の小規模農家で、そこからの収穫物では必要摂取カロリーの72%にしかならない。このような状況は、子供の発育不全、栄養不良につながり、表2-10のようにな

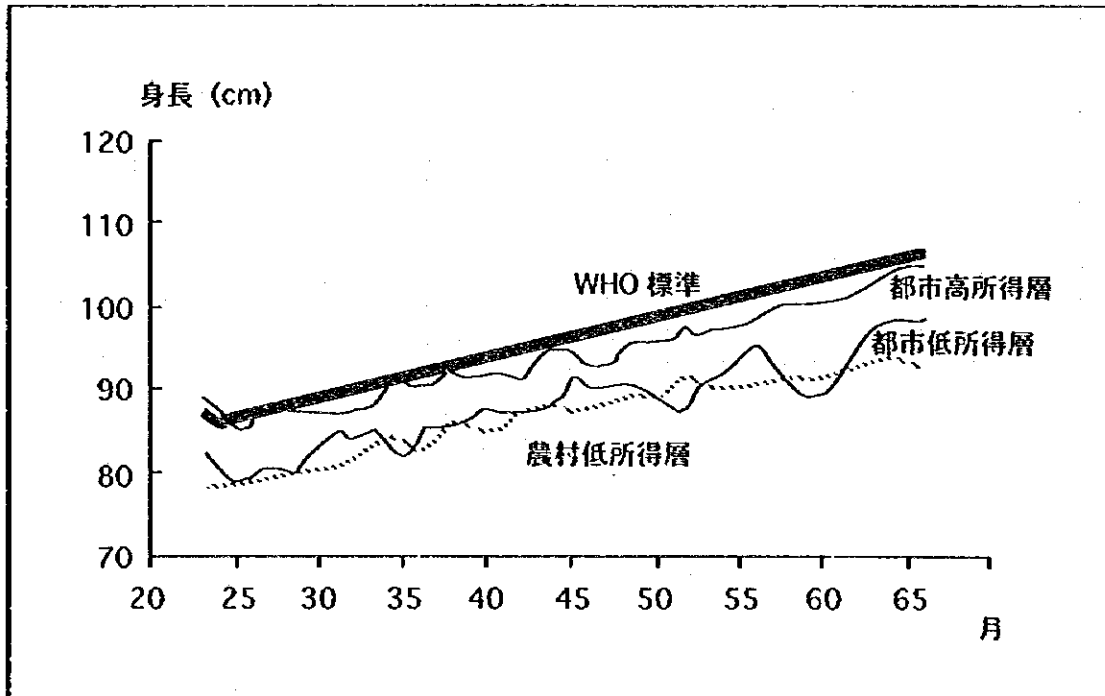
りの割合で発育、栄養に問題のある子供が存在している。

女性の栄養状態は胎内から、そして授乳を通じ、直接に子供に影響を与える。微量元素欠乏症に関する調査によれば、甲状腺腫をもつ患者の80%が女性であることが明らかになっている。思春期に達するまでは、甲状腺腫、ヨード欠乏症とも男女間に発症数の違いはないものの、それ以後、妊娠、出産等によるホルモン分泌量の変化が女性の甲状腺腫につながっていく。また保健省の1994年の調査によれば、妊娠中の女性の56%が貧血であるという結果が出ている。15%から20%の新生児が体重不足で生まれてくる背景には、このような母親の貧血やビタミンA欠乏症がある。また、栄養不良に加え、母親が農業、家事で忙しいため、子供への授乳が充分おこなわれていない。生後約1年まではほとんどの女性が子供への授乳をおこなっているが、子供の発育に必要な日に6回から8回といった頻度ではおこなわれておらず、授乳回数はかなり少ない。これらの状況が子供の発育不全や栄養不良を生み、感染症に罹患する危険性をたかめている。その結果である高い乳幼児死亡率は、女性の出生率を高く維持することにつながり、女性は間隔をあけずに繰り返し妊娠するためにますます健康、栄養状態が衰えるという悪循環のなかにいる。

男女の栄養摂取に関し、農産物が乏しくなる時期に男性よりも女性の方が食糧不足の影響を受けているとの調査がある。リロングウェ地域のだばこ農場で収穫後と収穫前との間でどれだけ体重が変わるか調査したところ、男性は平均3.3キロ減少していたのに対し、女性は4.2キロ減少していた (World Bank, 1991)。このような調査結果は、家族内で女性や子供より男性に多く食糧が回されるという慣習が理由ではないかと考えられている。これはアフリカ地域ではよくおこなわれている。また1日の時間をどのように使うかに関する調査によれば、女性は毎日、男性の2倍にのぼる12時間、働いていることが報告されており、このことも一因ではないかと考えられている。女性が長時間、農業生産や水汲み等の家事をおこない、子供の世話をすれば、もともとのカロリー摂取量が乏しい状況では急激な体重減少や栄養不良に陥りやすい状態にあるといえよう。

図2-1は、収入ランク別の幼児の栄養状態を表している。これによれば、農村の低収入家庭の栄養状態はほとんど常に最低であることがわかる。全家庭の約30%を占める女性戸主家庭のほとんどは農村の低収入層である。所有地が少ないことによる食糧不足、過重労働、低収入等の理由が重なり合って、栄養不良を引き起こしていると考えられる。

図2-1 収入ランク別栄養状態 (24~59ヶ月児の発育状態)



出所：GOM and UN in Malawi, 1993

2-2-3 出産にともなう疾病・家族計画

出産にともなう疾病、母体の健康に関する指標を表2-11に掲げる。

表2-11 母体の健康に関する指標

妊産婦死亡率	400/100,000
出産時に：	
医師が付き添い	4.4%
訓練を受けた医療スタッフが付き添い	50.7%
助産婦 (TBA)	17.7%
全出産中：	
妊娠中に検診を受けた割合	90.2%
破傷風の予防接種率	72.6%

出所：Ministry of Health, 1992

妊産婦死亡の理由は表2-12のとおりである。

表2-12 妊産婦の死亡理由（1989年の12の病院の統計にもとづく）

死亡理由	割合
間接的理由	31%
中絶	18%
敗血症	12%
出血多量	10%
不明	10%
子宮障害	8%
分娩異常	5%
その他	6%
	100%

出所：GOM and UN in Malawi, 1993

マラウイの女性の平均初婚年齢は17.4才である。1984年のデータによれば、すべての出産数の14%は20才未満の母親によるものだった。高い乳幼児死亡率を反映していると思われるが、男女が希望する子供の数はそれぞれ6.3人、5.1人である。これらはすべて、マラウイの高い出生率につながっている。合計特殊出生率は、1960年に6.9だったのが1992年には7.6で、依然非常に高い数字である。

長い期間にわたる、しかも間隔が短い妊娠と出産は、生産、家事のための過重労働、栄養不良ともあいまって女性の身体を疲弊させ、世界でも最も高い部類に属する妊産婦死亡率につながっている。また妊娠・出産に起因する疾病や慢性病を抱える女性は妊産婦死亡率の10倍にのぼっている。これらが引き起こす影響が、女性の健康や生活にとどまらず子供、家族の生活にも及んでいくことを考えると、安全な妊娠・出産のための保健サービスの普及はいうまでもなく、女性が自らの妊娠をよりコントロールできるための環境が必要だろう。妊娠可能年齢の女性への調査で、過去5年間の出産は望まない出産だった、あるいは妊娠したくない時期だったとする女性が40.6%にのぼっていることから、このことは明らかである（保健省、1992）。同じ統計では、これ以上子供はいらないとする女性は23.3%、最低2年間は子供をつくりたくないとする女性は37.3%だった。

それでは、このような高い出生率や、望まない妊娠、適正な妊娠間隔、母体の安全といった問題に取り組むために、どれくらい家族計画が普及しているのだろうか。女性たちが自らの妊娠や出産に関し決定権を持たないことが、女性の健康を損なうこと、ひいては社会的な損失につながることを認識し、政府は家族計画や避妊の普及に取り組み始めている。前政権は、ローマカトリックからの影響のため、家族計画について積極的にかかわることが困難だったが、現政権は人口問題とあわせ、家族計画の普及に積極的な姿勢を見せている。表2-13は家族計画普及に関する指標である。

表2-13 家族計画普及に関する指標

避妊実行率 (男女とも)	7%
女性のうち：	
何らかの避妊方法を知っている	94.6%
これまでに何らかの避妊を実行した	40.6%
現在実行している	13.0%
避妊方法：	
ピル	2.2%
IUD	0.3%
デポプロベラ	1.5%
殺精子剤	0.1%
コンドーム	1.6%
女性不妊手術	1.7%
男性不妊手術	0.0%
節制	2.2%
性交中絶法	1.5%
その他	2.0%

出所：Ministry of Health, 1992

政府の積極的な取り組みの開始もあって家族計画の普及は徐々に進んでいるが、756カ所の保健サービス施設のうち、家族計画サービスをおこなっているのは326カ所にすぎない。施設の活動が不十分なため避妊具がいきわたっていないことの他に、家族計画の普及をはばんでいる要因として次のようなものが挙げられる。

- 1) 男性が家族計画を理解し積極的に参加するよう促す努力がほとんどされておらず、男性が避妊の実行に消極的
- 2) 文化的に、女性と男性が同席している場所では家族計画について話し合うことが難しい

これまではコンドーム以外は手に入りにくかったが、新政策によって、この点は改善されつつある。女性が妊娠・出産について自分の考えを表明することができ健康を自ら守ること、そして男性もそのことの重要性を理解することが、家族計画についての正しい知識と避妊方法の普及とならんで大切だろう。

2-2-4 HIV/エイズ

マラウイでは最初のエイズ患者が報告された1985年以来、エイズ感染者は増え続け、1994年3月末現在、エイズ感染者数は33,052名を数えている。10万人あたりのエイズ感染者数は82人で、これはアフリカ地域で最も高い数字である（2位はコンゴの46人）。85年以来の患者数は、表2-14のとおりである。

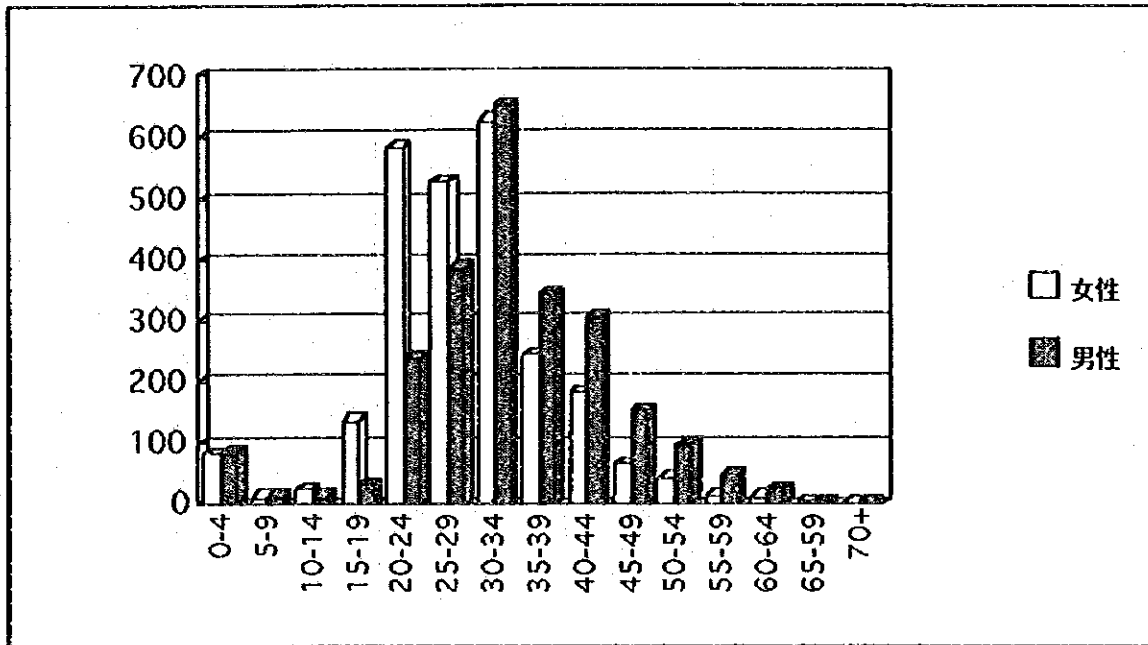
表2-14 1985年以来のエイズ患者数（1994年3月末現在）

年	発症数	患者数累計
1985	17	17
1986	127	144
1987	858	1,002
1988	3,034	4,036
1989	4,966	9,002
1990	5,859	14,861
1991	7,439	22,300
1992	4,655	26,955
1993	4,916	31,871
1994	1,181	33,052

出所：WHO資料

この数字は男女別に集計されていないが、5人のエイズ感染者がいれば4人は女性であること、特に若い女性の感染が急増していることが報告されている。図2-2は1993年の時点のエイズ感染者を性別年齢別に分類したものである。

図2-2 1993年における性別年齢別エイズ感染者



出所：WHO資料

この表からは、高年齢層では男性の感染者数が女性を上回っているが、若年層では圧倒的に女性の感染者が多いことが読みとれる。エイズ感染の危険性が少ないだろうと考えて、若い女性が性交渉の相手として男性に好まれる傾向が、肉体的に感染しやすいことに加えて女性の感染者数増加に拍車をかけていると考えられている。またエイズに感染して生まれてくる子供がかなりの数にのぼっていることが図から読みとれる。

表2-15は都市部と農村部の婦人科クリニックで妊娠女性を対象にHIV検査をおこなった結果である。

表2-15 都市部、農村部の婦人科クリニックにおけるHIV検査結果

都市部

年	都市	対象	検査数	陽性者	陽性者割合
1985	プランタイア	妊婦	200	4	2,0
1986			94	3	3,2
1987			85	7	8,2
1988			247	46	18,6
1989			247	46	18,6
1990			845	185	21,9
1991			404	105	26,0
1992			291	79	27,1
1993			3,061	924	30,2
1987	リロングウェ	妊婦	184	15	8,2
1988			214	35	16,4
1989			214	35	16,4
1987	ムズズ	妊婦	32	1	3,1
1989			118	20	16,9

農村部

年	地域	対象	検査数	陽性者数	陽性者割合
1987	南部	妊婦	25	2	8,0
1989			64	4	6,3
1992			247	20	8,1
1993			384	72	18,8
1987	中部	妊婦	48	1	2,1
1989			67	4	6,0
1992			366	26	7,1
1993			397	30	7,6
1987	北部	妊婦	57	0	0,0
1989			118	15	12,7
1992			146	12	8,2
1993			216	21	9,7

出所：WHO, 1994

この表からわかるようにエイズは全国のどの地域でもかなりの速さで増加しており、とりわけ都市部での広がりが顕著である。南部のブランタイアでは検査をおこなった妊婦の3人に1人がエイズに感染している。農村部でも南部地域の約5人に1人という感染率を筆頭に、エイズが急速に全国に広まっていることがわかる。両親がエイズで死亡して残される孤児の数は1990年の段階で25,000人と推定されているが、2千年には28万人から35万人前後にのぼるだろうと予想されている。

政府や国際機関、NGOは、人々のライフスタイルを変えることがエイズ予防の最良の方策であるとしているが、同時にそれは最も取り組みが難しい課題であるとも認識している。学校教育の場でのエイズ教育や女性NGOを通じて女性にエイズについての知識や予防法を知らせる試みが始まっている。いうまでもなく、男性女性両方がエイズの危険とその予防方法について知り、ライフスタイルを変えることが重要であるが、肉体的にも社会環境の面からも最もエイズに感染する危険が高い、思春期を含む若年層の女性への働きかけが急務であると考えられる。

2-3 農業と女性

要 約

- * 女性は小規模農民の7割を占めており農業生産に大きな役割を果たしている。
- * 全体の30%にのぼる女性戸主世帯の7割以上は1ヘクタール未満の土地で生産をおこなっている。
- * 農村の女性戸主世帯の収入は男性戸主世帯の収入の6～7割である。
- * 農業普及員は9割以上が男性であり、女性への農業普及が充分おこなわれていない。
- * 農業生産のために資金を借り入れる女性は徐々に増えているが、まだ男性に比べ資金調達への機会は限られている。
- * 森林減少等の環境破壊が水汲みや薪集めを担う女性にもたらす影響が心配されている。

2-3-1 農業

マラウイの労働力人口の80%は小規模農民であり、そのうちの70%を女性が占めている。女性はマラウイの農村における自給用作物の生産に大きな役割を果たしており、水汲み等の家事や子供の世話を含め、農村生活を実質的に支える労働力である。マラウイでは女性戸主の割合が全世帯の約30%を占めており、これら小規模農民の多くの世帯では、女性が唯一の、あるいは主要な働き手として農業に携わっている。マラウイにおける女性と農業の状況について考察しようとするれば、女性戸主に焦点をあてることが肝要だと思われる。

表2-16は、女性戸主、男性戸主別に耕作地の規模を表している。

表2-16 戸主の性別による耕作地規模

耕作地 (ヘクタール)	女性戸主	男性戸主	全世帯
<0.5	35%	19%	24%
0.50-0.99	37%	29%	31%
1.00-1.49	16%	20%	19%
1.50-1.99	7%	12%	11%
2.00-2.99	4%	13%	10%
>3.00	1%	6%	5%
	100%	100%	100%

出所：World Bank, 1991

女性戸主の世帯が所有、耕作する土地は男性戸主の土地に比べて小規模であることがわかる。女性戸主の7割以上は1ヘクタール未満の土地しか耕作していない。女性戸主であるが故に少ない耕作地しか割り当てられなかったのか、耕作地が少なかったから男性が外に出て結果的に女性が戸主をつとめることになったのか、理由は明らかでないが、女性戸主の多くが十分な土地を持たずに、生産に携わっていることがわかる。またマラウイ全土にわたって、人口増加により土地の細分化が進んでおり、その影響を最も強く受けていることも考えられる。小規模農民のなかでも最も限られた規模で農業生産をおこなっているのが女性戸主の世帯である。

耕作地の規模が小さく自給に十分な食糧を手に入れることが困難であることに加え、労働力の不足が深刻な問題である。ほとんどの場合、労働力を雇い入れる余裕は無いので、農繁期にすべての農作業を終えることができず、十分な農産物を収穫できない。自給が不可能になると賃労働に出る必要もでてくるが、農業、家事、家族の世話をさらに加わる労働は、女性を疲弊させ、労働生産性の低下、健康状態の悪化を引き起こす可能性が大きい。農村における世帯の形態間で収入に関してどのような格差があるかを、一人当たりの収入で比較したのが表2-17である。

表2-17 農村での世帯形態別にみた一人当たりの収入 (マラウイ・クワチャ)

	男性戸主	夫が南アに 出稼ぎ	女性戸主 (男性不在)	女性戸主
一人当たり収入	84.15	117.02	50.39	57.11

出所：World Bank, 1991

男性不在の女性戸主とは、夫の出稼ぎや重婚といった理由から実質的に女性が経済的に一家を支えている場合をさす。この調査からは、女性が戸主をつとめる農家は他のグループと比較し、経済状態が良くないことが明らかになっている。

より耕作地が少なく、労働力が不足している女性戸主農家にとって、様々な機会をとおして、生産性を向上させ農業生産の増加や現金収入の確保をはかることは大きな意味を持つはずである。しかし、これまで農村での農業普及活動に十分女性が参加してきたとはいえない。女性も農業生産に携わっており、しかもかなりの割合の農家を女性が支えているにもかかわらず、女性が普及活動の対象として明確に意識されていなかった。この背景には女性の労働が補助的なものであるとの誤った認識や、男性に普及活動をおこなえば妻にも知識や技術が伝わるとの楽観的な考えがあった。また農業普及員は男性がほとんどで

(2,000人中、女性は190人のみ)、公の機会に男女が共に活動することがあまりないマラウイの文化のなかでは女性への働きかけをおこなうことは必ずしも容易ではなかった。現在、男性の農業普及員が女性に普及活動をおこなっていくよう、農業省がトレーニングをおこなっている。女性の教育レベルが低く、女性の農業普及員を急激に増加させることがほとんど不可能な現状では、男性の普及員による女性への働きかけが是非とも必要であると思われる。女性戸主にと

ってとりわけ生産向上をはばむ問題になっている乏しい労働力を効率的に用い、過重労働を軽減するため、適正技術の開発・普及といった面での普及員の積極的活動が望まれる。

生産性や生産技術の向上のためには、まず資金が必要になるが、銀行で資金を調達するには担保が必要なため女性の多くは資金を借りることができなかった。しかし、80年代から主に農民を対象にした様々な資金貸与のためのプログラムや組織、NGOが設立され、資金借入者に占める女性の割合も徐々に増えている。表2-18は農業省が設置した小規模農業資金貸与機関 (Smallholder Agriculture Credit Agency、以下SACA) から資金を調達した人数を男女別に表している。

表2-18 SACAから資金を調達した男女別人数と女性の割合

年	グループ数	受益者合計	女性数	男性数	女性の割合
1982/83	6,654	156,703	--	--	--
1983/84	7,191	180,256	27,035	153,221	15.0%
1984/85	8,148	211,770	34,273	177,497	16.0%
1985/86	8,259	207,996	40,379	167,617	19.4%
1986/87	8,045	206,409	52,501	153,908	25.4%
1988/89	10,570	301,375	75,808	226,567	24.8%
1989/90	10,722	315,170	94,339	220,831	29.9%
1990/91	10,887	333,750	104,598	229,152	31.3%
1991/92	11,008	313,725	95,609	218,016	30.5%

出所：SACA, 資料

このように資金借入者に占める女性の割合は10年足らずの間に2倍に増えている。この他にも、女性児童地域社会サービス省や準政府機関、NGOが女性への資金貸与に乗り出しているが、まだ実施地域が限られており、依然として女性が資金を調達する機会は男性に比べて少ない。また教育レベルが低く、多くの女性は読み書きができないので、資金の申請に要する様々な書類を作成することが不可能な場合も多く、資金調達を通じた生活改善手段へのアクセスを困難にしている。

2-3-2 環境

マラウイは1980年代から干ばつの影響を受け農産物生産量が減少していたが、1991年から1992年にかけて過去50年で最悪といわれる干ばつに見舞われた。このような環境の変化による農産物不足は、狭い土地で自給中心の農業をおこなっている人々の生活に大きな打撃を与えて

いる。前述のとおり、小規模農家の多くでは女性が主要な生産者であり、女性の生活に与える影響も大きい。

人口の増加と貧困が、環境破壊の大きな要因になっている。以前なら耕作に適さないと考えられていた丘陵地の斜面にも開墾者が入り、土壌浸食をひきおこす原因となっている。しかし、今日、明日の生活に困る人々にとっては長期にわたる環境保全政策に耳を傾ける余裕はない。また、大量のモザンビーク難民の流入も環境破壊に拍車をかけたといわれている。

マラウイでは燃料源の90%を薪に頼っている。国土の36%である94,270平方キロメートルが森林におおわれているが、近年の政府の調査では年3.5%の高い割合で森林が減少していると報告されている。人口増加や、建築用資材の需要の他、大量の薪を必要とする煙管乾燥処理たばこの導入が森林減少の大きな理由として挙げられている。

マラウイでは水をくんだり、燃料源となる薪を集めるのは女性の仕事である。政府の1984年の統計によれば、全女性の半数以上は水汲みに1日1時間以上の時間を費やさねばならない。薪を集めるのに1時間以上かかる女性は全体の1/3にのぼり、平均すると女性は薪集めに1週間につき1日半の時間を使っている。さらなる環境の悪化は、不安定な農業生産量という形で食糧自給、栄養に悪影響を及ぼすだろうし、水、薪といった生活に欠かせない資源の供給にも問題を生じさせるだろう。女性がこのような問題によって、一層、過重労働へと追いやられ、生活改善の手段から取り残されていく心配がある。

2-4 労働市場と女性

要 約

- * フォーマル・セクターでの雇用に占める女性の割合は13%にすぎない。
- * 農場での雇用労働では女性は最低賃金以下の賃金しか支払われないケースもあり、差別的待遇を受けている。
- * フォーマル・セクターで女性が多く従事しているのは、看護婦、教員、速記、販売の4分野である。
- * 管理職以上のレベルで仕事をしている女性は雇用労働者総数の5%に満たない。
- * フォーマル・セクターへの女性の進出を妨げているのは、低教育レベル、家事や子供の世話、女性の場所は家であるという社会的通念、雇用者の消極的態度である。
- * インフォーマル・セクターも男性の割合が圧倒的に多い。女性が多く従事しているのはビール醸造と食品加工である。

マラウイでは雇用労働の機会是非常に限られている。表2-19でセクター別の性別就業構造をみてみよう。

表2-19 1983年におけるセクター別性別就業構造

	女性	割合	男性	割合	合計	割合
フォーマルセクター	59,200	3.7	383,400	25.2	442,600	14.2
1) 農業(農場)	14,800	0.9	151,100	9.9	165,900	5.3
2) 農業以外	44,400	2.8	232,300	15.3	276,700	8.9
ノンフォーマルセクター						
1) 小規模農業	1,479,600	92.5	1,054,300	69.3	2,533,900	81.2
インフォーマルセクター						
1) 農業以外	61,300	3.8	83,000	5.5	144,300	4.6
合 計	1,600,100	100.0	1,520,700	100	3,120,800	100

出所：GOM and UN in Malawi, 1993

女性のほとんど、そして男性のかなりの割合がノンフォーマル・セクターでの農業労働に従事している。ノンフォーマル・セクターの農業労働は「ガンユ」(1.5 貧困参照)のような賃労働を指す。自給が主な目的の小規模農家が、農繁期を中心に賃労働に参加する雇用形態で、頻度は限られていることが多く賃金は低い。しかし、耕作地が0.5ヘクタール以下の小規模農家では全収入の約30%をこのような賃労働から得ており、小規模農家の大切な現金収入源になっ

ている。フォーマル・セクターはいまだ男性の牙城で、女性はセクター就業者全体の13%にすぎない。

職種別の就業状況を男女別に表したのが、表2-20である。

表2-20 性別職種別にみた10歳以上労働力人口

職 種	女性	男性	合計	全体に占める女性の割合
専門職・技術職	13,900	33,900	47,800	29%
行政	250	2,900	3,200	8%
事務	8,900	30,900	39,800	22%
販売	14,700	61,200	75,900	19%
サービス	20,700	78,300	99,000	21%
農林水産業	1,671,500	1,267,500	2,939,000	57%
製造・運輸	19,000	152,300	171,300	11%
その他	12,800	68,800	81,600	16%

出所：NCWID, 1994

この資料からはフォーマルかそうでないかという各職種内の雇用形態は必ずしも読みとれないが、全体として農林水産業以外の分野での女性の就業が非常に限られていることがわかる。事務、販売といった女性の職業となることが多い分野でも女性は総就業者数の1/5を占めるにとどまっている。

2-4-1 フォーマル・セクター

表2-19によれば、農場での雇用労働に参加しているのは女性全体の0.9%である。たばこや紅茶の農園で働く女性は同じ仕事を与えられても男性より賃金が低いことや、賃金が低い仕事しか割り当てられないことが報告されている。また1年のうち、ある一定期間しか女性を雇わない農場もある。たばこ農場は一般的に男性の場所と考えられており、多くの仕事は男性にしか与えられない。このような場所では労働力不足という事態にならない限り、女性には仕事は回ってこない。女性が比較的多く存在するのは紅茶農場での季節労働であり、ある調査によれば南部の紅茶農園では労働者の22%が女性であった (World Bank, 1991)。

最低賃金規定は男女ともに適用されることになっているが、1984年の調査では11の農場の中で、男性に対して最低賃金以下の賃金しか支払わなかったのは1カ所だけだったのに対し、女性に対し最低賃金以下の賃金しか支払わなかった農場は9カ所にのぼった。女性が農場での賃金労働市場で差別的待遇を受けていることを物語っている。

農業以外のフォーマルセクターに従事しているのは全体の2.8%の女性である。農業以外のフォーマル・セクターに従事する総人数の16%にあたる。女性が最も多く従事しているのは、看護婦、教員、速記、販売の4分野である。

フォーマル・セクターに従事する女性のうち、専門職や意志決定レベルで仕事をしている女性はまだ少数にとどまっている。表2-21はこのような分野での女性の進出状況をまとめたものである。

表2-21 女性の進出状況

分 野	進出状況
外交官	在外公館駐在員70名中、女性は16名(23%)だが、二等書記官2名を除き、三等書記官か秘書
農業省	7,601名中、女性は894名(12%)だが、中間管理職レベルでは9名、政策作成レベルでは1名
弁護士	150名中、女性は18名(12%)
裁判官	11名中、女性は1名(9%)
マラウイ放送協会	490名中、女性は56名(11.4%)
ジャーナリスト	30名中、女性は8名(26.6%)

出所：NCWID, 1994より作成

全体としては、管理職以上のレベルの仕事に就いている女性は雇用労働者総数の5%に満たない。また官公庁の40の次長職のうち、女性が占めているのは4ポストのみである。

女性のフォーマル・セクターへの雇用労働進出を妨げている理由としては、1)教育レベルの低さと訓練参加機会の乏しさ、2)妊娠・出産や子供の世話に時間を割かれること、3)家が女性の場所であるという社会的通念、4)雇用者の女性に対する消極的態度等があると考えられている。女性の能力を十分に活用し、その労働を男性と差別することなく評価し、それに見合う報酬を与えるよう政府が措置をとることが求められている。女性戸主の割合が非常に高いマラウイでは、これは女性とその家族の生活レベルの向上にも大きくかかわる問題である。

2-4-2 インフォーマル・セクター

マラウイでは2000年には都市人口が全体の30%に達するだろうと推測されているが(1992年の都市人口は13%)、この都市人口の伸びを吸収するだけのフォーマル・セクターの雇用増加は不可能とみられており、多くの人々はインフォーマル・セクターが向かうだろうと予想されている。都市への人口流入を制限していた前政権が崩壊し、都市へ向かう人が増えることが予想されており、インフォーマル・セクターへの労働力流入に拍車がかかると予想される。

インフォーマル・セクターに関するデータは入手できなかったが、この分野もマラウイでは

男性中心である。市場のような場所では品物によって男性が販売する品物と女性が販売する品物が明確に区別されており、全体としては男性の数が圧倒的に多い。女性が多く従事しているのは家庭内でのビール醸造や食品加工である。

女性がインフォーマル・セクターに進出していけない理由として第一に挙げられているのは、教育レベルの低さである。このことが、ビジネスに関する知識が乏しかったり雇用経験がない、あるいは情報を得られない、資金を借りることができないといった状況を生みだし、女性の進出を妨げている。

2-5 法制度と女性

要 約

- * マラウイは女性差別撤廃条約、世界人権宣言等、男女の平等を保障する国際的な取り決めに参加している。
- * 21歳以上の男女は財産保有、訴訟、契約等について同等の権利を有しているが、現実の生活のなかで必ずしもこれらの原則が尊重されているわけではない。
- * 制定法と慣習法が二重に存在することが、法制度の実施を困難にしている。
- * 女性が法律に関する知識を身につけ、法的権利・保護について理解することが重要である。
- * 立法府への女性の参加は、1983年で9.4%であった。

マラウイは女子差別撤廃条約（1987年加盟）、世界人権宣言等、男女の平等をうたう主要な国際的取り決めに参加している。マラウイ国憲法はこれらの国際間の取り決め・国際法を遵守する旨、明記しており、女性は法律上、独立した一人の人格として認められており、21才以上の男女は同等の権利を有する。

男女平等という法の原則が現実の生活のなかで尊重されているかということ必ずしもそうではない。その理由としては、女性が法律の知識を持っていないこと、女性は男性に従属する存在という考えや態度がいまだに存在すること、制定法と慣習法が二重に存在し、それぞれ異なった規範を有すること等が挙げられる。このような状況を改善し、女性が自らの生活をとりまく法律について知り法律で保護された権利を理解することを目指して、NCWIDは「マラウイにおける女性と法」(Women and the Law in Malawi)というブックレットを1993年に発行した。このブックレットはチチェリ語に訳され、普及員が地域で女性の法的権利について教えていくための教材として使われることになっている。ブックレットの作成には、UNFPA、UNICEF、USAID、ODA、GTZが資金援助を行っている。

立法府に占める女性の割合は1970年で6.7%、1983年には9.4%であり、議会への女性の参加は少しずつ増加している。

2-5-1 婚姻・離婚

「マラウイにおける女性と法」によれば、婚姻には以下の4通りの方法が存在する。

1) 婚姻法によるもの

マラウイ議会によって定められた婚姻法によるもの。婚姻法による結婚は単婚であり、すでに婚姻法により婚姻関係にあるものが別の結婚を行うことはできない。

2) 慣習法によるもの

慣習法による結婚には大きく分けて母系制によるものと父系制によるものがある。一般的には女性の出身地の慣習法が適用されるが、どの慣習法に従うかは結婚する両者が定めることができる。父系制にしる、母系制にしる、慣習法による結婚は重婚を禁じてはいない。

3) アジア法によるもの

キリスト教以外のアジア系の人々は、アジア法（婚姻、離婚、相続）により、それぞれが信じる宗教の教義・慣習に従って結婚する。このようにして結婚が行われると、各宗教の聖職者が婚姻証明書を作成し、聖職者と夫婦が署名する。この移しが婚姻登録局に提出される。

4) 国外の慣習法によるもの

マラウイ人と非マラウイ人が、非マラウイ人の慣習法にのっとって行う結婚であり、それぞれの慣習法の規定によって婚姻が成立する。

上記いずれの場合であっても、現実には結婚に際し、両性の意思が完全に尊重されているわけではなく、特に女性の場合、父や兄といった男性の同意が前提となっているケースもある。「マラウイにおける女性と法」の中では、このような状況を改善し、男女が両性の合意に基づいて結婚できるよう、すべての形式の結婚に関し、婚姻にかかわる手続きを法制化することが求められている。その際には、単婚制を選択するかについての意志表示も求められることになる。正式な結婚の手続きを経なくとも一年以上同棲関係にあれば事実上の婚姻関係として、法で定められた婚姻関係と同様の権利義務が生じることも法制化するよう求められている。

離婚の手続きは、婚姻の際の手続きによってそれぞれ異なる。現状では、離婚に際して夫婦の一方が子供を引き取る場合、経済的な理由等から夫が子供を引き取るケースが多いが、男女は子供の保護に関し平等に権利を有している。

離婚についての決定に関しても、結婚同様、当事者である男女の自由な意思と判断でこなわれることを保障する手続きを法制化するよう求められている。また離婚にあたっては、結婚中に取得した財産は男女間で半々に分割することも、特別に当事者間で取り決めがなされている場合を除いて法制度で保障するべきとされている。

2-5-2 婚外子

マラウイでは10代の妊娠が大きな問題の一つになっているが、婚外子の養育について婚外子法は以下のように定めている。

結婚を経ずに妊娠または出産した女性は、最寄りの裁判所で婚外子扶養申請を行う。審査の結果、婚外子扶養命令が出されると、裁判所は状況に応じて出産費用、扶養費の支払いを命じ

ることがある。婚外子法が推定上の父と定めた人物が死亡した場合、女性への支払いは停止するが、子供は推定上の父の財産を相続する権利を有する。女性が在学中に妊娠した場合には彼女の両親は男性に損害賠償の訴えを起こすことができる。

現在、婚外子法が定めている扶養費は月額最高24クワチャだが、この金額は現在の経済状況からかけ離れた金額であり、定期的な最高金額の見直しが求められている。また婚外子の父、母両方の家族状況と経済状況を勘案したうえで裁判所が扶養金額を決定するよう法制化することが課題となっている。

2-5-3 相続

夫が遺言を残さずに死亡した場合、妻は自身と子供が夫の財産を相続できるよう裁判所に相続手続きを依頼しなければならない。遺言が存在する場合は遺言に従って相続が行われる。

婚姻法による結婚で遺言が残されていない場合は、妻が夫の財産のうち一万クワチャを取り、残りを彼女と子供（非嫡出子を含む）で均等に分ける。子供がいない場合は、残りの半分を妻が、後の半分を夫の両親、兄弟姉妹で分ける。

慣習法による結婚で、遺言が残っていない場合には夫の財産は以下のように分けられる。

(1) 北カスングを除く中部、ンサンジェ、チクワワを除く南部では、財産の2/5を妻、夫の子供、他の扶養家族で均等に分け、残りを他の親族で分ける。

(2) 北部、北カスング、ンサンジェ、チクワワでは、財産の半分を妻、彼女の子供、他の扶養家族で均等に分け、残りを他の親族で分ける。どちらの場合も夫が死亡する以前に使用していた家財一式は妻のものになる。

慣習法上の相続人である夫の親族は、生前本人と全くつきあいがなくても、半分、あるいは3/5の財産分与に預かれることになる。夫が死亡するとその親族が家におしかけてきて家財を奪うことも習慣的におこなわれており、これらは残された妻、子供にとって大変な不利益となっている。死亡した人間の財産を法的に管理分配する機関が存在しないことも問題として指摘されている。裁判所の決定なしに死亡した人間の財産を得たものに対して刑事罰を下すこと、遺産分与を扱う機関を裁判所内に設置すること等が求められている。

2-5-4 国籍

国籍法は、マラウイ人女性が外国人男性と結婚すると、結婚後一年が経過した時点でその男性の国籍を放棄しない限り、マラウイ国籍を失う。マラウイ人女性と外国人男性との間に生まれた子供はマラウイ国籍を取得できない。マラウイ人男性と外国人女性が結婚する場合にはマラウイ人男性はマラウイ国籍を保持し続けることができ、その子供はマラウイ国籍を取得できる。

この法律は、女性差別撤廃条約や女性は男性と平等の法的権利を保有するとの原則に反している。結婚相手にかかわらず結婚後も女性がマラウイ国籍を保持できること、マラウイ国籍の女性から生まれた子供はマラウイ国籍を取得できること、マラウイ人女性と結婚した外国人男性はマラウイ人男性と結婚した外国人女性と同等の権利を有することを明記した法律の制定が求められている。

2-5-5 土地所有・事業経営・労働

マラウイの法律は土地所有に関して男女の区別をもうけていない。しかし、現実には、土地を分配する際に男女間に差がある場合も多く、とりわけ女性戸主が多く存在する農村部などでは女性が不利益を被ることになる。土地を分ける際に性別による差異をもうけないことを確実化し、不動産関連の諸法令に不動産の管理取得にあたって男女の差別が存在しない旨、明記することが求められている。

女性が自営、合資会社、株式会社をつくり事業を始めることについても法律上は男女間の区別は存在しない。しかし、現実には女性の資金借入が制限される場合も多く、女性が資金を借りたり、事業上の手続きをおこなううえで性に基づく差別を受けてはならないという条項を商法典に加えることが求められている。

マラウイはILOの男女同一賃金協定 (ILO Convention No. 100) と雇用差別禁止協定 (ILO Convention No. 111) を批准している。しかし、雇用に際して求人広告に「男性」と但し書きがついていることはめずらしくない。また、昇進、住宅、訓練といった機会から女性を閉め出したりすることも現実におこなわれており、こういった雇用・就業に際する性による差別を禁じるよう雇用法を改正することが求められている。1982年に男女に平等に適用される最低賃金規定が導入されたが、現実には女性は最低賃金を下回る賃金しか支払われないケースも多い。また、雇用にあたって未婚か既婚かを明らかにする必要のないこと、女性に対し差別的扱いをしている企業とは政府は契約を結ばないこと、妊娠を理由に解雇されないこと、現在、公務員だけに認められている3ヶ月の有給産前産後休暇を私企業でも保障すること等の法制化が課題となっている。1964年に制定された労働法は、女性を炭鉱労働や夜間労働から保護する条項をもうけている。

2-5-6 その他

強姦罪は最高で死刑が言い渡される。13才未満の少女と性的関係を持つことは禁じられており、最高で無期懲役が言い渡される。女性に売春をさせることも犯罪となる。

強姦や他の性的暴力が法廷で裁かれる際、被害者のプライバシーが十分に保護され社会的に

不利益を被らない方法で、警察での取り調べ、法廷での尋問がおこなわれることを法律で定めることが求められている。また夫婦間にも強姦罪を適用することが求められている。

保釈人の性別について刑事訴訟法になんらの記述が存在しないにもかかわらず、現実には女性が保釈人となることは認められておらず、夫や息子を保釈するには誰か親戚や知り合いの男性に頼まねばならない。明確な根拠のないこのような慣行について、司法あるいは行政が是正措置を講じるよう求められている。

以上、マラウイの法律のなかで女性に特に関わりの深いものを取り上げた。法制度の改正、変更は援助の対象とはなりにくい分野であろう。しかし、法律の知識の普及、とりわけ各人がどのように法によって保護され救済されうるかといったことについての知識を広めることは、リーガル・リテラシー (Legal Literacy) として成人女性への教育のなかでも特に重要と考えられている分野である。マラウイでは女性の教育程度は男性に比較して低く、女性が自らの生活に関連する法律について知識を得る機会是一般に非常にまれであろう。このような女性に対し、自身の権利についての法的知識を普及させることは女性の生活にとって大きな意味を持つだろう。

第3章 マラウイ国政府によるWIDへの取り組み

3-1 国家計画におけるWID

3-1-1 ナショナルマシーナリー

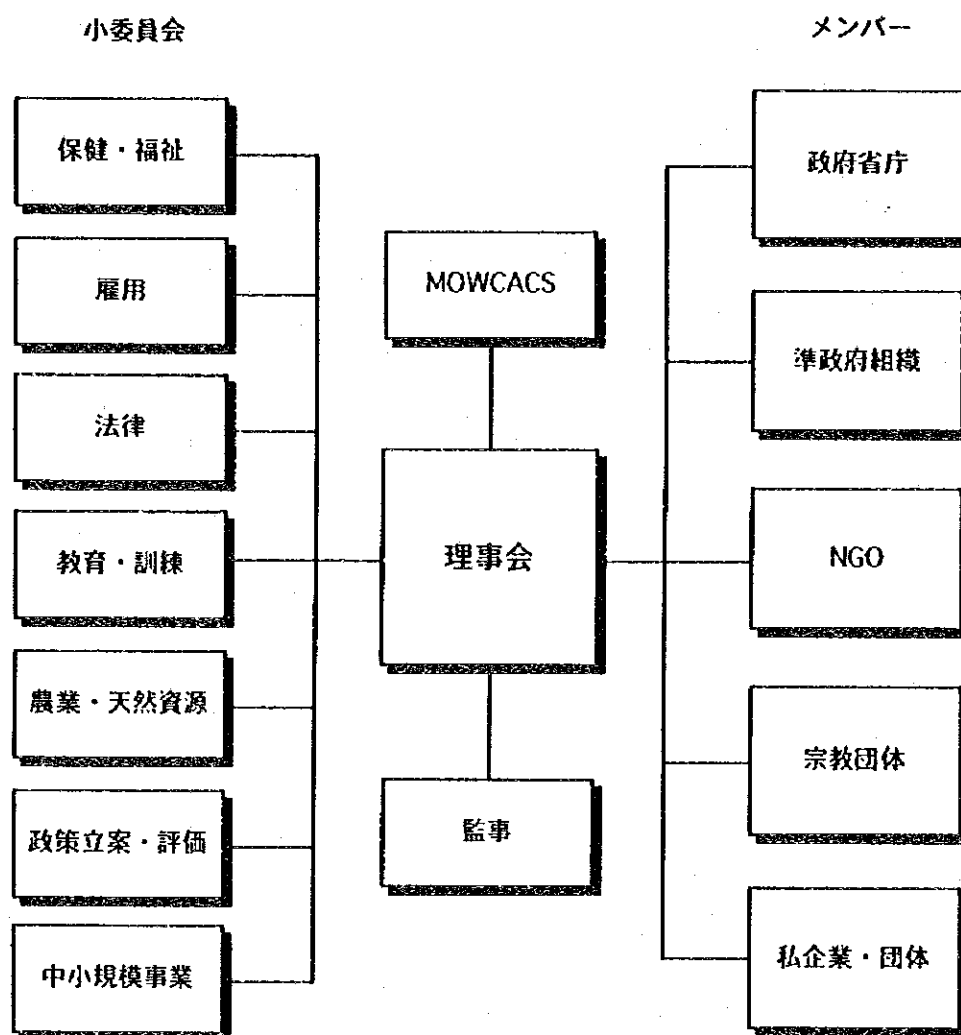
政府は貧困の軽減と開発というマラウイにとっての最重要課題の進展に向けて、女性の参加が重大な鍵を握っていることを認識している。ナショナルマシーナリーであるマラウイ女性と開発委員会（The National Commission on Women in Development、以下NCWID）の設立、またNCWIDの事務局が置かれている地域社会サービス省（The Ministry of Community Services）が1992年に女性児童地域社会サービス省（The Ministry of Women and Children Affairs, and Community Services）と名称を変え、新たに女性児童局が設置されたことはこのような認識の現れといえよう。

現行の国家開発計画であるStatement of Development Policies (DEVPOL) 1987-1996にも女性が様々なセクターで果たす役割が重要であることが指摘されている。教育、保健といったセクター別開発計画のなかで女性について言及した項目も含まれている。しかし農業セクターのなかでは女性に関する政策は特に見あたらず、全体としては女性に配慮した政策は不十分な形でしか盛り込まれていない。女性児童地域社会サービス省は、DEVPOLの中間評価においてこの点を取り上げ、女性に配慮した政策を提示した。ちなみに現行の開発計画の主要目標は貧困の軽減、教育の普及、疾病の減少、人口増加率（3.2%）を上回る成長の達成におかれている。

このように開発計画のなかで女性への政策が明確にされていないのは、女性が生産活動を含む様々な活動に果たす役割は認識されつつあっても、女性が男性と異なったニーズを持つことがあること、また、あるプロジェクトが女性と男性に違ったインパクトを与える可能性があること等に配慮しなければいけないことがまだ理解されていないためである。そのような見地から、NCWIDはマラウイ政府が進める開発に、女性が参画することができ女性への配慮が政策に盛り込まれるよう働きかけている。1997年以降の次期開発計画に女性に配慮した政策を明確に盛り込むための提言として1993年にまとめられたA Policy and Plan of Action for Women in Malawiはそのための重要な役割を果たすことになるはずである。

マラウイ国政府の女性/ジェンダー担当のナショナルマシーナリーであるNCWIDは、国連婦人の10年の際の国連加盟国の行動計画であったWorld Plan of Actionへのマラウイ国の取り組みの一環として1984年に設置された。事務局は、前述のとおり女性児童地域社会サービス省におかれている。組織は以下のように構成されている。

図3-1 マラウイ女性と開発委員会 (NCWID) 機構図



出所：NCWID, 1994

理事会 (Executive Board) の議長は女性児童地域社会サービス省の事務次官が務める。NGOの参加については、マラウイ国内で活動するNGOのコーディネートを担当するCONGOMA (Council for Non-Governmental Organisations in Malawi) が理事会のメンバーになっている他、様々なNGOが各小委員会に加わっている。

NCWIDの活動内容は、1) 各省庁の女性をターゲットにしたプログラムのコーディネートを、モニタリング、および評価、2) 女性の状況を改善するために経済、文化、社会の各側面にわたる提言をおこなうこと、3) 政府、企業、NGOと連携を取りながら、各セクターで女性/ジェンダーへの配慮がおこなわれるよう働きかけること、4) 二国間援助機関、国際援助機関に対し、女性への資金援助の必要がある分野についての情報を提供することである。これらの活動を効果的におこない、開発のあらゆるプロセスにおける女性への配慮と参加を達成するために、各省庁といくつかの機関にはWIDデスクオフィサーと呼ばれる人々が配置されている。

WIDデスクオフィサーは中間管理職レベルの人々が任命されており、各省庁、機関の職員に対してジェンダーについての意識を広めることを任務としている。

NCWIDがこれまでに達成した成果には以下のようなものがある。

1) 以下の機関、団体の設立

- ・ Business Advisory Services for Women (BASW)
- ・ National Association of Business Women (NABW)
- ・ Women's World Banking/Malawi Affiliate (WWB/MA)
- ・ National Family Welfare Council of Malawi (NFWCM)

2) 公務員に対する3ヶ月間の有給産前産後休暇の導入

3) マラウイ大学に「女性と開発の社会学」コース (Sociology of Women in Development) の修士課程導入 (USAIDが援助)

4) 女性に特に関係のある法律をまとめたブックレット (Women and the Law in Malawi) の発行

5) 女子への初等教育援助プロジェクト (Girls Attainment in Basic Literacy and Education) のコンセプト作成

その他、女性組織が開催する国内、国際セミナーに対する様々な形での支援や、国内の女性の地位向上を促す取り組みを随時おこなってきている。

またWIDデスクオフィサーを含む各省庁の担当官や高官に対し、プロジェクトごとに丸一日のジェンダー・トレーニングをおこなっている。プロジェクトごとにおこなうのは、各プロジェクトに則したトレーニングができること、予算がより確実に確保できること等の利点があるためである。

第4回世界女性会議へ向けてのアフリカ地域の準備会合であるダカール会議に提出されたマラウイのントリーレポートはNGOと協力して作成されている。これは準備段階を含む、会議へのあらゆるプロセスにおけるNGOとの協力という、国連が提唱する政策に沿ったものであり、評価できる。このレポートのなかで、女性の状況を改善するための主要目標として挙げられているのは、貧困の軽減、及び女性が教育、融資、雇用、保健施設を利用できるよう働きかけること、妊産婦死亡率の軽減、栄養状態の向上、女性に対する暴力の撤廃、ジェンダーと開発についての意識を高めることがうたわれている。また、女性が開発に参加することは、人口の半数強 (52%) を占める女性の男性との平等といった次元にとどまらない、国家、社会全体の生産性、経済効果の問題であるとしている。

ナショナル・マシーナリーとしてのこれからの課題として挙げられているのは、他の省庁、組織との協力関係をさらに深め、きめ細かいジェンダー配慮がプログラムに浸透することが可能になるような、明確な政策と活動ガイドラインを作成することである。

NCWIDが現在組織上抱えている問題は、いまだに独自の予算を持たず、女性児童地域社会サービス省に職員、資機材、財政面で大きく依存していることである。現状では専任スタッフが

おらず、女性児童地域社会サービス省の職員が兼任しながら業務をおこなっている。このような状態のため、小委員会のなかには予定されたとおりに会合を持っていないものもあり、十分に任務を果たすうえでの障害となっているとしている。また理事会に草の根レベルからの代表が含まれていないことも改善を要する点であるとしている。

3-1-2 各省庁の取り組み

今回、面会した女性児童地域社会サービス省、保健省、教育省、農業省および労働省のWID/ジェンダーに関する取り組みを以下で述べる。

【女性児童地域社会サービス省 (Ministry of Women and Children's Affairs and Community Services)】

この省は前述のとおり、1992年に地域社会サービス省から女性児童地域社会サービス省に名前を変え、女性児童局が新設された。現在も組織改編の最中である。地域社会サービス省の時代から、女性へのプログラムを多数おこなっており、現在も女性児童局、地域社会サービス局両方がジェンダーに配慮したプロジェクトをおこなっている。

女性児童局には経済的エンパワーメント課、女性・人権保護・人口課、児童課があり、女性のための活動の最終目標を女性の自立においてプログラムを進めている。現在、最重点事項として局が力を入れているのは、出産・家族計画にまつわる女性の権利と健康である。この問題には、10代の妊娠、性感染症・HIV・エイズ、家族計画の普及、乳幼児とその母親に焦点を当てた栄養といったそれぞれが大きな課題となる事項が関係している。HIV感染者は5人のうち4人が女性というデータが示すように女性がより感染しやすい疾病である。また10代で妊娠する女性のなかに感染者が多数みつまっている。目標を明確に定めた取り組みが緊急に必要とされている分野である。

経済的エンパワーメント課がおこなっているプロジェクトには以下のようなものがある。

- 1) 人口・保健・栄養プロジェクト (世銀が資金援助)
- 2) ローンの提供
- 3) 農村女性の小規模経営事業支援 (GTZが支援)
- 4) 農村女性に対するプロジェクト準備 (アフリカ開発銀行が援助)
- 5) 収入創出活動 (GTZが支援)
- 6) 次期開発計画へ向けてのプログラム作成

女性・人権保護・人口課がおこなっている主なプロジェクトは以下のとおりである。

- 1) 村落における人口教育
- 2) 家族計画 (保健省との共同プロジェクト)

3) 経済活動促進

地域社会サービス局は地域社会の活性化と識字教育を、女性をターゲットにしたプログラムの柱として活動している。識字教育プログラムの参加者のうち女性は86%に上っている。他の主なプロジェクトには以下のようなものがある。

- 1) 子供の栄養向上：男性の参加をもっと促すことが考えられている。
- 2) 地域における乳幼児保育プロジェクト（ユニセフが援助）：このプロジェクトでも女性のみならず男性の参加がターゲットになっている。
- 3) 障害を持つ女性への職業訓練：マゴメロ訓練センターには協力隊員が派遣されている。
- 4) NGOドナー間ミーティングの開催：81のNGO間の調整を行う。

CONGOMAとの協力を中心に、NGO、政府、ドナー間の連携を強化する。

地域社会サービス局は、NGOとの連携を担当していることから、CONGOMAと協力し、ダカールでの第四回世界女性会議アフリカ地域準備会合に女性のための活動をおこなっているNGOを派遣することにも力を注いだ。

女性児童地域社会サービス省は、各地域の地域事務所、郡事務所を通じて村落レベルの活動をおこなっている。実際に村に入っていく普及員には地域開発普及員（Community Development Assistants, CDA）と社会福祉普及員（Social Welfare Assistants, SWA）がいる。両者の総数は800名だが、そのうち女性は175名にすぎず女性普及員の増加が課題となっている。識字教育の講師は5,000名おり、うち女性は2,000名である。前述のとおり、識字教室参加者のほとんどは女性であり女性講師の増加が望まれているが、女性の教育レベルの低さ等の理由でなかなか進展していない。また地方政府に属する普及員である家内工芸普及員（Home Craft Workers, HCW）も女性児童地域社会サービス省のもとで栄養教育、職業訓練といったプロジェクトのために働いており、将来的には地方政府から女性児童地域社会サービス省への移管が検討されている。家内工芸普及員は全員女性で全国に400名が配置されている。

【保健省（Ministry of Health）】

現在、女性に特に配慮したプログラムの柱となっているのは、次の二点である。

1) 母子保健・家庭保健

母乳の奨励や栄養教育の普及とならび、家族計画にも焦点が当てられている。これらのプログラムを進めるにあたっては、男性の理解を深め、彼らの参加を促進することがターゲットの一つとなっている。統計によれば子供を連れてヘルス・クリニックを訪れる男性は、男性全体の0.5%にすぎず、職場、村落レベルで家族計画や子育てといった家族の保健の問題に男性がもっと目を開くよう、リーフレット等を用いて活動がおこなわれている。現在、アメリカ

のペンシルベニア大学と共同で、妊産婦死亡率や乳幼児死亡率を減少させるために母子保健、保健教育が果たす役割や、助産婦がそれらの目的に貢献する可能性を探る5年間の研究プロジェクトが進行中である。

また現在、公務員だけに認められている3ヶ月間の有給産前産後休暇を他のセクターに広げていくことも課題となっている。

2) HIV対策カリキュラム

HIV予防のためのコンドームの配布に加え、医療、保健サービスの現場でどのようにHIV対策を普及させていくかについて緊急に対応する必要に迫られている。村レベルのヘルス・クリニックを活用し、TBA (Traditional Birth Attendants、産婆) をHIV予防の中心的役割をになう人材として訓練することが考えられている。公教育を受けた看護婦、保健婦数が非常に少ないマラウイでは、地域、村落で活動しているTBAが、HIV対策の重要な担い手となることが期待されている。

保健省がプロジェクトを進めるうえで問題として指摘しているのは、1) 女性が政策決定レベルにいないこと、2) 女性の識字率の低さおよび日常生活での過重労働である。これら、特に二点目については保健省だけで解決できる問題ではないので、NCWIDと協力して改善に向けての活動が進められている。保健省内の女性職員が占める最高レベルはP4で、省の最高レベルであるP2からは2段階下のレベルである。さらに地域レベルで活動する人材の不足、村落への輸送、通信手段の乏しさも問題として挙げられている。

【教育省 (Ministry of Education)】

教育省が女性をターゲットに進めている活動のポイントは以下の6点である。

1) 教育を全員に普及させること

現状では、小学校1年 (Standard 1) 入学時には、男女間に入学率の差はほとんどないものの、学年が進むにしたがって女子の不登校、退学が増加し、8年間の初等教育レベルが終わる際にはその差がかなり開いている。また初等教育を終えた女子生徒の成績が一般に男子生徒と比べて劣っているため、中等教育への入試試験に合格できず、結果的に中等教育になると男子生徒2名に対し女子生徒は1名しか残らない。このような状況の背景には、女子の方が家庭労働に時間を割かれること、親も女子が教育を受けることにまだまだ積極的でないことがある。

94年度から初等教育(8年間)が無料となり、実質上、義務教育化されつつあることは状況の改善に向けてのステップになるはずである。統計によれば、ドロップアウトした生徒の8割から9割は授業料が払えないことがその理由となっている。初等教育への女子のさらなる参

加には、親に対し女子に教育を受けさせることが彼女のためになると理解させることや、社会のあらゆる層に向けて教育への意識をたかめる努力が必要である。USAIDが資金援助をおこなっているGABLE (Girls Attainment of Basic Literacy and Education) プロジェクトは、プロジェクトの一環として、ビデオドラマを使って意識向上キャンペーンをおこなっている。

2) 性差別のないカリキュラムと教材

教材のなかで女性に対し差別的な記述をしたり、女性をある型にはめて描いたり従属的な立場で記載したりすることをやめる。UNFPAが資金援助し、マラウイ教育研究所がこのプロジェクトを実施している。

3) 人口教育の導入

現在マラウイが抱える最重要課題の一つである人口問題について小さいうちから理解を深めるため、家族計画を含む人口についての教育をカリキュラムに加えていく。UNFPAが資金援助をおこなっている。

4) GABLE (Girls Attainment of Basic Literacy and Education) プロジェクトによる女子の初等教育参加の拡大

このプロジェクトはUSAIDの資金援助でおこなわれているもので、女兒に初等教育を受けるための奨学金を支給している。今年度に初等教育の授業料が廃止されたことをうけ、これからは中等教育に進む女子生徒に対し奨学金を支給する。すでに終了しているが、同様のプロジェクトには以前UNDPが資金援助しており、このプロジェクトでは小学校3年 (Standard 3) の生徒を対象に女子3名、男子1名の割合で奨学金を提供し、全体で4,804名の生徒 (女子3,603名、男子1,201名) が奨学金の支給を受け、4年以上の課程に進むことができた。

5) 10代の妊娠の問題に取り組む

10代の女性の妊娠が大きな社会問題になっているが、これまでは妊娠していったん休学すると復学は不可能だった。このことが女性の教育レベルをさらに低いままにしている原因であるとし、93年12月より出産後、中等教育レベルには復学できることになった。初等教育レベルでは今なお復学は不可能であり、その再検討が予定されている。

6) 女子生徒の科目選択

選択科目を選ぶ際、女子生徒が、料理、裁縫といった一般に女性の科目と考えられている分野ばかりを選ばないように指導する。経済活動の担い手として男性と共に仕事をし、これまで女性が大部分を占めていた分野にとどまらずに活動するには、理科、数学といった科目を積極的に選択することが望ましい。

女性だけにかかわる問題ではないが、初等教育が無料化されたことをうけて生徒数が増加し、

教育省は深刻な教師不足の問題を抱えている。現状では2万2千人の教師が不足しているが、現在ある教員養成学校は年3,000名のキャパシティしかなく、教員養成学校の増設が緊急の課題となっている。

なお成人への識字教育、不登校児へのプログラムは女性児童地域社会サービス省の管轄だが、教育省はカリキュラム、教材作成で協力をおこなっている。

【労働省 (Ministry of Labour)】

労働省の女性担当オフィサーの業務内容は以下の7点である。

1) 女性の雇用労働参加の促進

女性が雇用労働に参加することを妨げている問題点を取り除き、雇用労働にもっと参加していけるようNCWIDと協力して活動する。現在、公務員だけに認められている3ヶ月間の有給産前産後休暇を企業でも制度化することや、育児施設を職場に設置すること等が現在の課題である。

2) フォーマル、インフォーマル両分野における国の経済生産に対する女性の貢献の数量化 国家統計局 (National Statistical Office, NSO) と協力して計画が進められている。

3) 女性の給与、労働条件を改善するための政策策定

男女間の給与格差是正に関するILO勧告を受けておこなわれている。

4) 紅茶、砂糖、コーヒー、タバコ等の農場で働く女性やインフォーマル・セクターで仕事をする女性に対する政策の見直し

5) 男女同一労働同一賃金が遺漏なく実施されているかどうかの監視

企業が、雇用契約、雇用状況、労働条件について労働省に報告し、省は男女同一労働同一賃金の原則が守られているか否かをチェックする。

6) 女性が起こす事業に関する市場調査

これは現在のところ、NCWIDを中心におこなわれている。

7) 女性の雇用機会拡大の促進

現在マラウイには雇用を大量に吸収できるフォーマル・セクターが存在しない。したがって労働省では、これまであまり女性が活躍していなかった分野でも女性が自営や小規模事業をおこなうことを奨励しており、そのための職業訓練を実施しようとしている。

現在、女性に関連して特に省が力を入れているのは、1) 有給産前産後休暇を公務員以外の雇用セクターにも拡大していくことと、2) これまで女性の分野と考えられていなかった分野の職業訓練をおこなうことである。

人口の増加にともない土地が細分化され、一人当たりの所有地から自給に十分な食糧を生産できなくなりつつある。結果として女性も賃金労働に参加せざるをえない状況が生まれているが、女性の多くは雇用市場で互角に活躍していける技能を持っていない。これまであまり女性が進出していなかった分野での職業訓練や起業訓練は、女性が自分の生活、家族の生活を向上させるための大きな可能性を持つことになる。この課題に取り組むため、労働省ではビジネスの世界で活躍する女性のNGOであるNational Association of Business Womenと協力して訓練のための計画を作成しようとしている。また文部省が設立を予定している技能学校に対し女性が参加できるよう技術面での協力をおこなうことになっている。

最近、ひとつのプロジェクトがおこなわれ、女性がビジネスの世界に参加していく能力を充分持っていることが明らかになった。そのプロジェクトは商業都市であるブランタイアでキオスクを建設し、そこで商売を始めようと思う人間に援助をおこなうというものだったが、女性の参加がターゲットのひとつになっていた。全部で200人の女性の申し込みがあり25人が選ばれた。彼女たちは男性に混じってこのキオスクで商売を始めたが、事業の経過を見てみると女性の方が男性と比較し、返済遅滞・返済不能といった状態に陥るケースが少なかった。労働省では、このプロジェクトを評価して女性もビジネスの世界で活躍するにあたって男性と全く見劣りがしないことを証明できたとしている。このプロジェクトはGTZの資金援助でおこなわれた。

【農業省 (Ministry of Agriculture)】

農業省には農業普及訓練局 (Department of Agricultural Extension and Training) のなかに女性プログラム課 (Women's Programme Section) がおかれ、女性対象の政策推進を担当している。

マラウイの農業開発プログラムは、全国を8つに区分したADD (Agricultural Development Divisions、農業開発局)、その下に存在するRDP (Rural Development Projects 全国に30)、さらにその下のEPA (Extension Planning Areas 全国に173) を通じておこなわれる。村レベルで活動する普及員には女性を対象にした仕事をする農家経営普及員 (Farm Home Assistants, 以下FHA) と農業普及員 (Field Assistants, 以下FA) がいる。FHAは全員が女性で全国で280人、FAは全国に2,000人がいるが、そのうち女性は100人足らずである。これらの普及員は自然資源大学 (Natural Resources College) で訓練を受けた人々でFHAとFAへの訓練内容は少し異なっている。省では将来的にはこの2種類の普及員を一つに統合することを考えている。

女性プログラム課はもともと農家家政課 (Farm Home Economics Section) と呼ばれ、農家の女性に必要なのは料理をつくることと家庭や家族の世話をすることだとの考えに基づいてプログラムがおこなわれていた。そのための普及員であるFHAは農家の家庭経営について女性に働きかけることを業務としていた。しかし、女性は男性の補助労働者としてでなく重要な生産者と

してマラウイの農業に携わっていることが認識され、女性も、かつては男性のみが参加していた農業技術訓練に参加する意志があることが明らかになってきたのを受け、女性のニーズによりの確に対応した活動をおこなえるよう農家経営課の業務内容見直しが行なわれた。その結果、生産者としての女性の活動をサポートすること、女性戸主がかなりの割合を占める小規模農家が十分な食糧生産を達成することを旨とする活動をおこなうこととなり、1981年、名称を女性プログラム課と改めた。

女性プログラム課は以下の三点の政策目標を柱に活動をおこなっている。

1) 農業生産性を高めることを目標にした女性の技術普及プログラムへの参加拡大

村や農業クラブ単位、あるいは実験農場でおこなわれる技術普及ミーティングや、農業生産、栄養、健康などについて総合的に学ぶ農業訓練に女性が参加するよう働きかけをおこなう。訓練参加者の30%を女性にすることとなっている。現存する農業クラブや新たに女性で結成する女性農業クラブへの加入を奨励する。また女性が資金貸し出しプログラムに参加していけるように働きかける。小規模農家のなかでも所有地が少なく生産資源が限られている女性戸主は重点的ターゲットである。

2) 現金収入を確保する活動の奨励

女性にとって過重労働が加わることをないよう配慮しながら、生産性を向上させつつ現金収入をつくり出すよう女性グループの活動を支援する。彼女たちがすでにノウハウを持っている穀物の生産がその主な対象だが、加工あるいは貯蔵食品にも活動の幅を広げていくことが考えられている。生産そのものに関わる技術と、経営管理のような市場活動に必要な知識の両方を伝える。

3) 家族の健康や生活を改善するための農家管理の質向上

年間にわたる食糧確保と家族の健康を目指し、子供の栄養、調理方法、食品保存といった技術や生活改善のための家庭経営方法を学ぶ。栄養衛生管理がきちんとおこなわれているかを確かめるために家庭訪問もおこなわれる。

女性にも資金の貸し出しをおこない、農業生産の向上に資することが政策の一つになっているが、この政策に本格的に取り組むようになった1984年以来、農業クラブを通じて資金を借りた人々に占める女性の割合を表にしたのが表3-1である。

表3-1 農業クラブを通じて資金貸与プログラムの資金を借りた人々に占める女性の割合

年度	全体に占める女性の割合
1983/84	17%
1984/85	18%
1985/86	19%
1986/87	25%
1987/88	30%

出所：Ministry of Agriculture, 1988

最初の三年間は女性は全体の20%に届かない割合だったが、その後、順調な伸びを示している。これは村レベルで働く農業普及員への訓練のなかで、女性や女性グループに働きかけをおこなうよう奨励したり、借りた資金を使っての現金収入活動にアドバイスを与えてきた成果である。女性プログラム課は借りた資金を女性が有効に生かしているか、さらに経過を見守り、この経験を普及員への訓練カリキュラムに盛り込む予定にしている。

援助機関の資金援助を受けて女性プログラム課がおこなっている主要プロジェクトには以下のようなものがある。

1) マラウイ農業研究普及プロジェクト (Malawi Agricultural Research and Extension Project)

USAIDが資金援助をおこなっているプロジェクトであり、農業省のプログラムへの女性の参加を拡大することを目指したコンポーネントが含まれている、いわゆるWID Integratedのプロジェクトである。女性対象コンポーネントの活動は、女性の小規模農家に生産性向上を目指した経営技術を教えること、総額65,000クワチャを女性グループの活動に援助すること、農業生産に従事する女性たちが抱えている問題が明らかになるように研究チームと協力すること、女性に農業の生産技術や経営技術を教えるための教材を開発すること等、総合的なアプローチが取られている。

2) 農家の女性を対象にした収入創出プロジェクト

UNDPが資金援助するこのプロジェクトは女性がより効果的に収入創出活動に参加していくことを目指しており、女性たちが生産性を上げながら農業生産、生産物加工、マーケティング等の活動を通じて現金収入を確保できるような能力を身につけることが目標である。具体的な活動内容は、女性プログラム課の収入創出プロジェクト支援能力を強化すること、課職員が収入創出活動に関する技術的な知識を得ること、農村の女性が経営マーケティング技術を身につけること、収入創出活動に関する農村女性向けの教材を作成すること、収入創出活動を効果的に進めるため全国的な連絡調整をおこなえるようになることである。

女性プログラム課は、普及員に対し、農業生産に従事する女性に役立つと思われるプロジェクトを提案するよう奨励している。漁業、植物油抽出といった、これまであまり女性が活躍していなかった分野でのプロジェクトも歓迎している。直接女性を対象にしていなかったプロジェクトとも緊密に協力することで、女性プログラム課が経験を積み、農村女性に対して新たな生活改善の方法や機会を提供することに結びつけていく試みもおこなわれている（例えばFAOが援助をおこなっている家畜労働利用プロジェクト）。

女性プログラム課が現在、抱えている課題には以下のような点がある。

農村女性が農業生産に関する様々な情報を得たり訓練に参加したりするには様々な働きかけが必要である。FHAとFAはそのために重要な役割を果たす普及員である。現時点ではFAは圧倒的に男性であり、女性FHAは出産退職等の理由で定員を満たすにいたっていない状況であるため、女性プログラム課では男性FAが女性に働きかけができるようにジェンダー・トレーニングをおこなっている。また女性の普及員が定着するよう託児所をつくることも考えている。

女性プログラム課は農業省の他のセクション、他省庁、NGOと協力し、農村でおこなわれるあらゆる取り組みに女性のニーズが反映され、女性が参加できるように働きかけているが、このような活動がより効果的におこなわれるためには、農村における適正技術、高収量品種や家畜の適切な導入、穀物貯蔵方法の改良、一日の労働時間といった事柄について女性が抱えている問題やニーズを明らかにするデータの蓄積が課題となっている。

訓練参加者の30%を女性にするとされているものの、まだまだ女性の訓練参加が少ないのが現状である。これは訓練について知る機会がないこと、訓練の日程、時間が不都合なこと、家を空けられないこと等の理由によると思われる。

FHAは養成時の教科内容が家政にかたよっているため、農業生産技術について農村女性に働きかけをおこなうことに慣れていない。FHAが農業生産に関する普及をおこなえるように再訓練の機会が求められている。また普及用の教材が充分開発されていないために普及員の活動が制限されている。

これからの課題としては、以上のような問題に、より効果的かつ適切に取り組み、農業省のあらゆるプロジェクトに女性のニーズが反映され女性が農業生産の重要な担い手として活躍していくことを目指して、女性プログラム課を農業省の全部の局の活動を統括、コーディネートできるようなユニットに格上げすることを要望している。（現在は農業普及訓練局のなかにおかれている。）これが実現し、各局にアドバイスができる権能を与えられれば女性に対する施策が効率的におこなわれるだろうと期待されている。